

# 総務常任委員会会議録

[平成27年 6月24日開催]

南あわじ市議会

# 総務常任委員会会議録

日 時 平成27年 6月24日  
午前10時00分 開会  
午後 3時38分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（8名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	長 船 吉 博
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	森 上 祐 治
委 員	北 村 利 夫
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	谷 口 博 文
議 長	廣 内 孝 次

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	塔 下 佳 里
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
危 機 管 理 部 長	佃 信 夫

企画部長(うずしお世界遺産登録推進担当)	橋 本 浩 嗣
総務部長	細 川 貴 弘
市民部長	高 木 勝 啓
福祉部長	馬 部 総 一 郎
農商部長	神 代 充 広
建設部長	岩 倉 正 典
教育次長	藤 岡 崇 文
会計管理者	堤 省 司
危機管理部危機管理課長	藤 本 和 宏
企画部秘書課長	田 村 愛 子
企画部ふるさと創生課長	北 川 真 由 美
企画部うずしお世界遺産推進課長	阿 部 員 久
企画部情報課長	富 永 文 博
総務部総務課長兼選挙管理委員会書記長	垣 光 弘
総務部財政課長	和 田 幸 三
総務部管財課長	土 肥 一 二
市民部市民課長	山 崎 稔 弘
市民部税務課長	榎 本 輝 夫
市民部環境課長兼衛生センター所長	北 口 力
会計課長	松 本 典 浩
監査委員事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長	片 山 雅 弘

紹介議員

議 員	吉 田 良 子
-----	---------

参考人

淡路9条の会	高 倍 昭 治
--------	---------

## II. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第137号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について	5 1
② 議案第138号 南あわじ市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について	6 0
③ 議案第135号 平成27年度南あわじ市一般会計補正予算（第1号）	1 8
④ 議案第145号 淡路島土地開発公社の解散について	7 4
⑤ 議案第146号 南あわじ市デジタル防災行政無線システム等整備工事請負契約の締結について	7 5
⑥ 議案第147号 物品売買契約の締結について（ネットワーク機器）	8 8
⑦ 請願第 1号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の慎重審議を求める意見書採択についての請願	5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	8 9
3. その他	8 9

## III. 会議録

## 総務常任委員会

平成27年 6月24日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時38分)

○原口育大委員長 おはようございます。

ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

きのうの神戸新聞に、明石市の聴覚障害の議員さんの一般質問の中で、テレビ電話による手話通訳システムを南あわじ市が取り入れとるので、明石市でもどうですかという質問があったようで、明石市長も前向きに補正予算をつけるというような答弁をされておったようであります。

けさ、窓口で見せてもらって、話も聞いたんですけど、新庁舎になって、そういった障害者に便利なのか、磁気ループもあるんですけども、手話通訳システムのテレビ電話を入れられたということにつきましては、本当にいいことだなというふうに思います。これからどんどん使っていただけたらと思います。

それでは、ただいまより委員会を開催いたします。

執行部、御挨拶をお願いします。

市長。

○市長(中田勝久) おはようございます。

きょうは、総務常任委員会に付託をされました議案第137号等々、数多くの案件でございますが、どうぞ、適切妥当な御決定をいただきますよう、まずはお願い申し上げる次第でございます。

実は、きょう、お昼から市長会があったその後に、先般からJ Cさんが淡路島日本遺産委員会、これを設立したいということで、事前に2回ほど説明に来られました。それで、私も余りこの日本遺産ということについては十分承知してなかったんですが、いろいろな資料を見てみますと、ことしの1月14日でしたか、国のほうでそういう決議をされまして、それで、関係は文化庁が主であるということで、J Cさんは、やはりこういう立ち上げをしておいたら、淡路全体の日本遺産登録がスムーズに行くというような考え方で、たびたびと勉強会もしたりしております。

私自身も、ほかの市もそうでございますが、一応、そういうJ Cさんの取り組みにつきましては協力をして、きょう、設立総会ということで、メンバーは、3市の市長、それから、教育委員会のメンバー3市、それから県民局長、団体では、一般財団法人淡路島くにうみ協会、それから一般財団法人淡路島観光協会、それからJ Cという、このメンバーが構成委員となっております。また、変わった情報があれば、次の機会に御報告をいたしたいと思っております。

以上です。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時04分)

(再開 午前10時05分)

○原口育大委員長 再開します。

審査に入る前に、委員席について確認をさせていただきます。

御承知のとおり、熊田委員が産業厚生常任委員会に移りましたので、熊田委員が座っていた席が空席となっております。残りの委員の方の座席については、引き続き、現在のところでそのままよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいまから、第62回定例会において当委員会に付託されました議案について、審査を行います。

本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は、傍聴規則に準じて傍聴されますようお願いいたします。

まず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 1. 付託案件

- ⑦ 請願第1号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の慎重審議を求める意見書採択についての請願

○原口育大委員長 異議がありませんので、請願第1号、戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の慎重審議を求める意見書採択についての請願について議題とします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員の吉田良子議員並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として、淡路9条の会代表、高倍昭治様を

説明のため出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がございませんので、説明を求めることにします。  
暫時休憩します。

(休憩 午前10時07分)

(再開 午前10時08分)

○原口育大委員長 再開します。

なお、この審査に当たりまして、あらかじめ参考人からの申し出によりまして、新聞の  
コピーの資料を机上配付、お手元にさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。  
それでは、紹介議員の吉田議員、また、参考人の高倍さん、大変御苦勞さまです。  
まず、紹介議員より説明を求めたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 それでは、説明を吉田議員のほうからよろしくお願ひします。

○吉田良子議員 おはようございます。

皆さんのお手元に配らせていただいております請願書を朗読をもって説明にかえさせて  
いただきたいと思ひます。  
それでは、朗読いたします。

戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）  
の慎重審議を求める意見書採択についての請願

平成27年6月17日

南あわじ市議会議長 廣内 孝次様

団体名 淡路9条の会

代表者 高倍昭治

住所 洲本市五色町鳥飼浦1740-1

団体名	淡路島平和委員会	代表者	田中修次
住所	南あわじ市榎列小榎列 2 4 2 - 3		
団体名	淡路原水爆禁止淡路地区協議会	代表者	高田良信
住所	洲本市栄町 2 丁目 2 - 3 5		
団体名	全日本年金者組合南あわじ支部	代表者	平 英夫
住所	南あわじ市福良甲 1 2 4 9		
団体名	新日本婦人の会三原支部	代表者	坂本浩子
住所	南あわじ市広田中筋 1 3 4 - 7		
紹介議員			吉田良子

(請願の趣旨)

安倍内閣が 5 月 1 4 日閣議決定した安全保障関連 2 法案（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の審議が、衆議院安全保障関連特別委員会で行われています。この法案は、米軍と自衛隊との軍事分担を決めた 4 月の日米ガイドライン改定に基づき、いつでもどこでも米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊が参加し、日本が直接攻撃されていなくても、平時から集団的自衛権の行使にいたるまで、どんなときでも米軍を支援することが可能になります。法案には「平和」や「安全」の名前がついていますが、自衛隊が地球規模で戦闘の場に行き、武器を使用し「殺し殺される」ことが現実になりかねない内容をはらんでいます。

安倍内閣は、歴代の自民党政権が「憲法上できない」としてきたことを、あっさり踏み越え、アジアと世界に不戦を誓った日本国憲法 9 条を壊し、戦後日本のあり方を、根底から覆すものといわざるを得ません。しかも、こんな重大な法案を「夏までに成立させる」ことを、首相が勝手に米国政府と約束するなど、許されることでしょうか。

至近のどの世論調査でも「反対」が多数を占めています。若者から戦争体験者まで、また自民党元幹事長初め保守を名乗る人々からも「戦争は絶対にダメ」の声が上がり、衆議院憲法審査会でも参考人 3 氏が「違憲」、憲法学会も、ほぼ「違憲」の見解を表明。全ての弁護士が加入する日本弁護士連合会も、法案の違法性を強く訴え、日本中で反対運動が広がっています。

今年は、戦後 7 0 年の節目の年に当たります。いまこそ、真の平和国家としての歩みをさらに進めることが、わが国に求められています。一步間違えば、戦争につながりかねない安全保障関連 2 法案は、徹底的に審議し、慎重に対応すべきです。

以上のことから、下記事項について、お願いいたします。

1、貴議会として、関係する国の機関に対し、一步間違えば戦争につながりかねない安全保障関連法制について、拙速に走らず、徹底的に審議し、慎重な対応を求める意見書を提出されるよう、お願いいたします。

以上であります。



○原口育大委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 質問いたします。今、朗読されました安全保障関連2法案に関する慎重審議を求める請願の趣旨については、私も基本的に賛成であります。これはもう、私のみならず、昨今の安倍内閣の動きを見ていると、少なからずの国民も、政権はどないなつとんのやと、数を頼みにした暴走については、これは皆、じくじたるものを持ってらんじやないかと思えます。

その法案の中身についても、我々一般の国民は、正面切って正確な判断はしにくいんですけども、ただ、周囲の状況ですよ。今、ここでも書かれておったように、歴代の政権は、現憲法上では、これは難しいぞと、変更は難しいというような判断をされてきましたし、また、その判断のもとになっていた政府の部局というのは、内閣法制局であります。内閣法制局の2人の長官が、2人とも、これは違憲やと、憲法の番人といって、憲法解釈を担ってきた部局の2人のかつての責任者が、国会で堂々と反対しておると。それから、国会召致された憲法学者の3人の方々、3人とも、これはもう自民党推薦の国会議員も反対されとると。全国の憲法学者にアンケートをとったら、大多数の憲法学者が、これは違憲やというようなことを言われてると。

そういう客観的な中央の識者の状況を見ておると、私も国民の1人として、やっぱりこの動きはおかしいんじゃないかというような思いを強くしてて、その結果、一昨日、国会は、会期を延長しましたね。95日間、9月27日まで延長しました。ということは、ここに書かれているような慎重審議を求めるという国民の声に押されて、そういう慎重審議をせざるを得ないような状況に追い込まれているのが、今の現政権の立場だろうと思えます。

したがって、私が質問したいのは、こういう状況下で、この今の慎重審議を求める意見書というのは、地方議会が出すとすれば、内容は、これは明らかに廃案すべきやと、きょうの神戸新聞の社説、終わりのほうを見てましたら、本来、廃案とするのが筋だというようなことを言ってますよね。だから、これは廃案にせえというんだったらわかるんですよ。ただ、一旦出されているこういう請願は、変更はできないので、その辺、どのようにお考えになつとるのか、今の状況を踏まえて、お尋ねしたいと思います。

○原口育大委員長 高倍参考人。

○高倍参考人 高倍でございます。お答えいたします。今、森上委員さんのおっしゃっ

たとおりだと思いますが、これを出した時点が慎重審議のこの延長の前でしたので、それでもなお、95日間の期間をとってということですが、私自身は、安倍首相の答弁というのは、非常に何か曖昧で、ちょっとごまかしが多いなど。実際の本質のところを全部逃げているんでないかというように思いますので、そのあたりをこの95日間延長してもなおかつ慎重にということで、採択をお願いしたいなというふうに考えております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 議会で一応、採択したら、意見書を出さないけんですよ。大体、我々議会として、意見書もつくっていくんですが、そのたたき台みたいなもの、サンプルを従来、請願者の方から下書きみたいなものを参考にさせていただきようになっております。それ、この前、出ましたよね。それを見たら、基本的にこれと同じ内容なんですよ。ということは、廃案にせえと、廃案みたいな印象を持つんですよ。

ということは、出していただいております意見書をかなり修正しないと、これはもちろん、議会、議員はするんですが、その辺はどのようにお考えですか。意見書のサンプルはちょっと、慎重審議という観点じゃなしに、廃案にせえというふうなニュアンスのとらえ方、私は受け取ったんですけどね。私は賛成なんですよ、廃案。初めから書いてあったら。しかし、あれはちょっとタイトルと中身にちょっとぶれがあるなという印象を持ったんです。

○原口育大委員長 高倍参考人。

○高倍参考人 前段の分で、状況説明ということで、自衛隊が、また殺し殺される状況に入っていくのではないかと、これまでの平和が重大な危機に瀕しておるんでないかということが書いておりますので、気持ちとしては廃案ということですが、趣旨の一番最後のところでは、国会で徹底的に審議し、慎重な対応を求めるものだというふうな請願の案として提出されておりますので、それは95日延長された現時点でも、それを強く求めたいというふうに考えております。

以上です。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私が個人的に思うのに、御承知のように、我々南あわじ市議会も、現在17名の議員がおります。この法案についても、考え方はいろいろあると思います。賛成の議員もいらっしゃれば、反対の議員もいると。賛成から反対までいろいろおる中で、

議会として多数がこの時点で意見書を出せるというふうに、どんな形がいいかなど。廃案というのは、多分私、否決されると思いますよ。

賛成でとにかく意見書を出したいというんだったら、慎重審議って具体的に何かと、いわゆる、よく言われてますよね、強行採決はやめてくださいよというような、中身の賛成じゃ反対じゃなしに、非常にこれは国民的な関心事やからね。慎重に慎重に重ねて議論して、最後は強行採決しないようにお願いしますよというようなことだったら、大体、コンセンサスを得られるんじゃないかなと私は思うんですが。出されてる意見書のたたき台は大分、ニュアンスが違ってくるんですけども、その辺はどないですか。

○原口育大委員長 森上委員、意見書の内容については、もし採択された場合は、後で皆さんで協議いただくことになってますので。

高倍参考人。

○高倍参考人 今、委員さんおっしゃったとおりでいいと思います。現時点で、慎重審議をさらにお願ひするというので、議決していただければ、私はもう十分だと考えております。

○原口育大委員長 ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員 私も、戦争は二度と、再びそういう惨禍はもう避けるべきやという趣旨のもとでお尋ねするわけですが、この請願に対して、慎重審議を求めるというような内容の請願でありますわね。今国会において戦後最大の会期延長をして慎重審議をすると、請願の趣旨はもう達成しとるといように私は思うんですが、そのあたりはどうですか。まだまだ慎重審議を尽くせというような。

国会のほうでは、95日間、この安保法案に関して国民のコンセンサスを得るために慎重審議をするということで、戦後最大の会期延長をされたと、そういうことでは、この請願の趣旨の目的というのはもう達成しとると、私はそのように理解するのやけど。その辺どうですか。

○原口育大委員長 高倍参考人。

○高倍参考人 政府は、95日延長して、場合によっては衆議院での3分の2でまた再議決というようなことも視野に入れて、何が何でも通したいという気持ちで95日延長しとると思うんですよ。ですから、慎重審議という気持ちはないんでないかと、私はそうい

うふうに考えております。先に、何せ、アメリカとの約束を守ることが主眼になっておつて。だから、95日延長したから慎重審議なんだという、そういう理由が欲しいんでないかと、心の中はそうでないかというふうに考えております。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは、私の私見なんですけど、私は現憲法下においては、日米安全保障でないけど、日米安保がなければ我が国のやっぱり国民の生命は守れらんと、現憲法下においてですよ。なぜかというたら、憲法9条があつて、そういう軍を保持しない、そういうような感じで、今のこの国際世界の情勢、中露であつたり周辺諸国のさまざまな不穏な動きがありますわね。北朝鮮にばかり、中国にしたってばかり、南沙諸島、フィリピン、あのあたりでもかなり中国も非常に厳しい状況下に、フィリピン、ベトナム周辺、諸外国も困惑しとるような状況がありますわね。

我が国のことを言えば、いうたら、尖閣にしたって小笠原諸島にしたって、そういう中国の横暴な態度というか、そのあたりもあるし、また北朝鮮等々においてもやっぱりそういう核、ミサイル、拉致、さまざまなそういうふうな日本の国家の主権、人権を侵されるような状況下に世界の状況というのは、私は変わってきとると思うんですわね。

私自身のこれは私見なんですけど、余り今の現憲法下、終戦後、占領のときに制定された憲法で、日本人がもう手足をくくられたようなこの憲法で、今までこういうふうな平和憲法9条でしとるといふのの一つの、今まで日本はそういうふうな戦争に巻き込まれなかったといふのは、当然、日米安保が非常に抑止効果があつたと、私はそのように思うとるんですわ。

私自身は、もういいかげん、戦後70年もたつて、日本の国家の自立、独立といふのは私はすべきやと思うんですわ。自国のやっぱり独立、いつまでも米国に帰属といふか、米国の言いなりになるような日本国民では、私は情けないといふような思いがあるわけですからわね。

慎重審議、その辺、お互いに、二度と戦争はだめやといふのは、これはもう共通の認識やけど、その辺のやっぱり国家の安全保障に関しては、若干、意見といふか見解の相違があんねけど。慎重審議してくださいといふこの請願の趣旨は、私は戦後最大95日の会期延長をされて、今から慎重にやられるんやさかい、この請願の目的は、私自身はもう達成しとるのじゃないかなと。森上委員が言うように、反対じゃといふような、廃案にせえといふような、それだつたらわかるねけど、この請願はもう目的は達成しとると、私はそのように理解するわけですわ。

○原口育大委員長 高倍参考人。

○高倍参考人 資料にお配りした、神戸新聞のきょうの社説ですけれども、その2節目のところでは、「法案は、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を可能にするなど、戦後の安保政策の転換を目指す。十分な審議時間を確保して議論を尽くすのは当然だ」と。それで、95日も延長したら十分審議ができるのではないかと御意見だと思いますが、それは先ほども申し上げましたけれども、なかなか本質のところは十分議論されてない。ですから、国民の中でも大きく意見が分かれていて、世論調査でも慎重にすべきだというのが80%を超えているというのが状況ではないかと思えます。

それから、日本がもうぼつぼつ、戦後70年で自立すべきではないかという御意見でしたすけれども、私自身も、アメリカの言いなりになるという点では、これはもう当然、自立すべきだというふうに考えております。しかし、日本国憲法というのは、あの戦争の反省の上に立ってつくられたものでございますし、今、いろんなところで尖閣の問題とか北朝鮮問題、いろいろありますけれども、あくまでも私は、外交手段によって平和的に物事を解決していくべきだと、そういうふうに考えております。

私自身も、長い間、教職の場に籍を置きまして、子供たちに命、平和、人権、それこそが何よりも大切であるという観点に立ってやってきたつもりでございますので、今回の法案につきましては、さらなる慎重な審議でやってもらいたいと、安易にまた元へ、衆議院に戻して議決したらいいんだというような考え方では困るなど。これはもう、神戸新聞が書いてあるとおりだというふうに考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も、外交努力というのはすべきやと思うんですわね。そやけど、外交の後ろには力というのは必ず必要なんです。そうでしょう。今までこれ、日本は、周辺諸外国に日本の人権を脅かされるようなことで謝罪とおわびと補償、さまざまなことを要求を丸々のんできて、これは、日本国民としての誇りが、私はもう、日本の同胞の誇りが汚されていきよるといような、私は思いがあるわけですわな。

これはもう全然関係ないけど、従軍慰安婦にしたって、全米各地に、日本人というのはそういうふうな人なんかというのを世界中に、私はそういう誇りを取り戻すために、しっかりとしたりやったりそういう。私も憲法はどっちかといったらもう改正して、自国の独立をしっかりと、アメリカに帰属することなく、やっぱり恒久平和というか、国際貢献するような我が国であって、日本人の将来の子供たちが、日本人に生まれてよかったといような誇りを持てるような。

ほんまに私は日本という、すばらしい国家やといような、私は思いがあるわけですわ

ね。他国を思いやる気持ちもあるし、今まで、戦後70年、国際貢献をこれだけして、今まで金出すばかりで、言われたら金、アメリカにしたって思いやり予算やて1,800億円ぐらい、基地も提供もし、あんなこと言ったって、これ、日米安保があるからや。そういうふうなことをのまなしゃあないような状況になってつとるのは、私は日本人として情けないなというような思いがあるので。

この辺でもうやめときますわ。終わります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの慎重審議のお話が非常に明快で参考になりました。この法案そのものについて、中身の問題を少しお伺いしたいんですけれども、こんな話があるんですね。自国の憲法さえ守れないような政府が、例えば国際社会が求める平和維持軍であったり、あるいは平和の維持活動であったり、国際法上のルールに基づいて行うべき国際的支援、こうした自国の憲法さえ守れない政府が、国際法のルールを守れるのかと、そういった面からも、こうした憲法違反ということが多く指摘されていることに対する政府の態度、ここに非常に大きな批判があるというふうに聞いておるわけですが、どのようにお考えですか。

○原口育大委員長 高倍参考人。

○高倍参考人 今、自衛隊は、米軍とかほかの外国の軍隊とも共同訓練をあちこちで行っております。自衛隊はカリフォルニアに行って、いろんな訓練を一緒にやったりとか、テロ対策とって、対応の訓練とかいろいろやっております。そうして一緒にやって、指揮系統もほぼ一緒にやろうとすると、やっておる自衛隊が、こないしてくれと言ったときに、アメリカに言われたときに、嫌と、それは言えないんでないかというふうに思いますので、これは、今回の法改正が実行に移されたら、実施されたら、これはもう日本はアメリカの言いなりになってしまうだろうというふうに考えております。

以上です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国際社会のルールに基づいて行うということが非常に大事なことであり、と思うんですね。ですから、今回のこの内容については、非常に国際平和とはいいいながらも、国際社会のルールに基づいて行われるかどうかということについての不安感があると、これは私もそのように思っております。

この徹底審議ということなんですけれども、きょういただきました資料には、これまでの安倍首相は、批判や疑問に正面から答えていないと、確かに会期延長ということでの慎重審議というような評価もあるわけなんですけれども、同じことを繰り返すのであれば、これは会期を延長したことにも意味がない、慎重審議をやっているということにもならないと。やはり、この神戸新聞の社説がいうように、国民の理解を深めるためには、時間の確保だけではなくて、やはり丁寧なそうした今の国際社会との関係でのルールづくりの問題であったりとか、さまざまな問題点というのはたくさんあるだろうと。

よって、こうしたことを会期延長の時間を有効に活用して、その法案の持っている問題点、矛盾点、もっともっと明らかにするべきじゃないのかなというふうに思っているわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 高倍参考人。

○高倍参考人 簡潔に言いますが、本当にそのとおりだと思います。ただ時間を長くしても、答弁がもう今までどおりの、のらりくらの答弁であれば、なかなか深まらないだろうと。しかし、国民は、やはりきちっと見ておると思います。あんな答弁でいつまでもやられたら、これはもう不安で仕方がないという気持ちだろうというふうに思います。以上です。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。  
参考人の高倍さん、また、吉田議員、御苦労さまでした。  
暫時休憩します。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時36分)

○原口育大委員長 再開します。

それでは、これより討論を行いたいと思います。何かございませんか。  
長船委員。

○長船吉博委員 皆さんの中で、新聞、雑誌で安倍首相は戦争をやる気満々やというような記事、読んだ方ございませんか。そういうなのを書かれる自体、議案を提出する前にアメリカにそういうことを言う、そこらを考えたら、やっぱりこの会期延長というのは、一つのパフォーマンスではないかと。今、参考人が言ったような、のりくりとした審議の時間を経過するだけのものではないかと。本当にこれ、ややもすれば戦争につながる問題であり、本当に慎重審議がなされなければいかんと思うんですね。そこまで本当に執行部がやる気があるのかなのかというのが、余り僕らに見えてないという思いがするんですけどね。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの森上委員がおっしゃったように、この内閣法制局長、歴代の、まさに憲法の番人、法律の番人と言われる方々が、2名、国会で、まことにこれは遺憾であるという趣旨の発言をされました。

政府としては、これまで一貫した立場をもって、この集団的自衛権の問題については、明確に憲法違反であるということをおっしゃった。この憲法違反であるということを主張する学者の中にも、憲法9条を守るべきだという考え方もあれば、こうした措置をとるなら、まず憲法9条を変えるべきであるというような考え方もある。どちらの立場から見ても、この集団的自衛権の法律、内閣の解釈改憲というのは非常に違法であると。

つまり、サッカーの試合をしておって、手でボールを扱ってもいいというのを勝手につくってやり切っていくというような、こういうようなことは到底、国際社会の中でも認められないということであろうと思うんですね。

そうした面から考えても、やはり、今回の請願の趣旨として出されている徹底審議をするということは、そうした中身をさらに後づけをし、根拠づけていくことにもつながるんでないのかなというふうな思いがいたしております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 戦争は二度と起こさないというのは、これはもう共通の皆さん方の。その手法が若干、私は違うというふうな、私は思いがあるわけですね。

私はやはり、敗戦後、21年に憲法、時のマッカーサーということでGHQが来たときに、日本人の魂、精神、そして、日本人というのは悪の根源のようなことで、二度とそういう惨禍、戦争を起こさせないように、憲法9条等々でしっかりとした軍を保持しないというような憲法を制定されて、それで結局、日本の今日の安全で来るとというのは、抑止効果として日米安保というか、米国の核の傘下に入るとるやいうて、そんなことで、その



当時、安保法案に対して、かなり安保闘争もあり、さまざまなことをしながら、結果、今日まで平和国家として来るといような、私は思いがあるわけですね。

これは、安保がなかったら、日本はきれいに周辺諸外国に。そうでしょう。終戦後、ロシアから侵攻されて、日ソ不可侵条約で、関東軍にしたってシベリア抑留、それこそ強制連行ですね。60万人近くの方で1割の人が亡くなると。ほんで、今のこの国際社会の状況、ISILでないけど、中東にしたってどこにしたって、ほんまに内戦というか、国家を挙げての戦争というのはいないやけど、テロ、そういう抑止から見たら、周辺諸外国からこの日本の安全を脅かされとるといような。きょうのあれを見よったら、ロシアでも大陸間弾道ミサイルを配備であったりとか、中露の蜜月、米国等もまた中国とも、そういうようなことをしとって、ほんまに日本国というやつは非常に世界から、私は危機感というか、そういう危機意識を持っておるわけですね。

外交努力、憲法9条があったら、国際的に戦争に巻き込まれないやいような、私はそういう認識はないわけですね。今でさえ、あれだけほんまに周辺諸外国から、日本人が拉致されたりとか、北朝鮮にしたって、自分のおじさんをやったり、ナンバー2、そういうふうな非常に危険な独裁国家であったり、また中国にしたって、13億の民がおって、ほんで一部の共産党だけで選挙もないやつで政治をやられとると。ほんで、傍若無人というか、これはもう、南沙諸島でも、これは軍事基地をつくって行って、そういうような海洋進出。

ほんでこれ、太平洋を半分に、中国とアメリカにせんかって、これ、将来の日本を考えたら、私は非常に日本国家の存立すら、私は懸念するわけですね。こんな情けない国家では、私はたまらんと。我々の子供らが、この自国の国民として誇りの持てるような、やはりそういうふうな国際社会貢献できるような我が国になってほしいという思いがあって、これはもう、ベストではないですよ。そやけど、今回のそういうふうな日米安保、アメリカの言いなりになつるのは情けないのやけど、ならなんたら、やっぱりちょっと、戦争の惨禍に巻き込まれるような状況になってけえへんかなと、私はそういう考えでおります。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 私も一言だけ。これは、余りここで自分の考え、主義主張をし合ってもしょうがないと。少なくとも私は、意見書の採択については、少なくとも内容的には、明らかに反対を意図しながら、最後の表現だけは慎重審議と言っておるんで、これは少なくともそういう内容であれば、私の主義はもうはっきりしておりますからね。はっきりしとるんですけど、少なくともそういう意見書を出すといふのであれば、私はこれは明らかに反対します。それだけ言っておきます。

○原口育大委員長       ほかに御意見ございますか。  
      蛭子委員。

○蛭子智彦委員       この請願は、日米安全保障条約を認めるか認めないかとか、賛成か反対かとかいうことが趣旨ではなくて、国際社会のルールに基づくこと、あるいは憲法というみずからつくった法律に基づくルール、いわゆるコンプライアンスという、これは、政府であろうが個人であろうが、あるいは他の国であろうが、一度つくった法治主義ということは、これが大事だということを憲法学者が盛んに言っと思うんです。先ほどの独裁国家というような例を出されたのは、これは法治国家じゃなくて、人治国家やと。人が治めると、これに対する批判を数多くの憲法学者がしとるわけなんです。

      ですから、谷口委員がおっしゃるように、この安倍首相、現在の政権が目指しておることは、法治国家を目指しとるんじゃなくて、北朝鮮や中国の人治国家を目指しとることと同等のことであるということ、憲法学者が指摘をしとるというふうに理解するのが、これが素直な読み方ではないかなというふうに思います。

○原口育大委員長       ほかに、この請願についての御意見ございませんか。  
      北村委員。

○北村利夫委員       先ほど、谷口委員の国家論、いろいろ聞かせてもろうてんけども、そこまで踏み込むんやったら、やっぱり憲法改正をやってやるべきやというように思う。今の憲法がある以上は、憲法の枠内でやるということやから、その枠内で言うたら、やっぱり逸脱してる部分が、皆、疑念を持ってる。そやから、もっと慎重に審議してくださいよということやと思うんで、僕は慎重に審議して、先ほど森上委員が冒頭言われたように、やっぱり数の力で押し切るようなことはやっぱりやめといてもらいたいと、国民世論に訴えてやってもらいたいというのが、僕は本音やというように思うてますので、そういう方向でこの請願も一つの答えを出したらいいと思うてます。

      以上です。

○原口育大委員長       ほかに御意見ございませんか。

      (「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長       ないようでございますので、討議を終結します。  
      これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

請願第1号、戦争につながる安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法制整備法案)の慎重審議を求める意見書採択についての請願について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

採択することと決定した請願第1号については、当委員会では意見書の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、意見書を発委することとします。

意見書案及び提出先については、本日、全ての議案審査が終わった後に検討いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件について、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、提案理由の説明は省略させていただきます。

それでは、暫時休憩します。

再開は、午前10時55分とします。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前10時55分)

③ 議案第135号 平成27年度南あわじ市一般会計補正予算(第1号)

○原口育大委員長 再開します。

説明員入れかえの関係がありますので、審査の順序を変更して、議案第135号、平成27年度南あわじ市一般会計補正予算（第1号）について議題とします。

議案の質疑につきまして、歳入、歳出を総括して行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がございませんので、総括して行います。

それでは、質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 この10ページの災害対策用備品、先般、同僚議員の印部議員の質問で、ドローン65万というやつについて、ちょっと説明をお願いできますか。

○原口育大委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 今回、予算を計上する際にドローンを上げさせていただいておりますけれども、ドローンについては、災害対応ということで、本会議では説明申し上げましたけれども、また、ふだん使いに、やはり活用するというところで、例えば、ケーブルネットワークでの活用を考えたり、また、広報での画像の活用、あと、今回、貴重な埋蔵文化財が出たということもありますけれども、文化財保護、例えば、慶野松原荘の松くい被害の確認とか、また、埋蔵文化財調査で航空写真を撮ることもございますので、それらの活用。

また、災害対策以外に、例えば土木現場とか、そういった、人が立ち入ることができないような危険箇所とか、行けないところ、そういったところの現場の確認にも活用したいということで、今回、購入の予定をしております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 このドローンというのは、今、各メディアであれされとった、案外安価というか、5万、10万とかいうようなあれやけど、これ、65万というのは、かなり高性能のドローンの購入を計画されておるんですか。

○原口育大委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 今おっしゃったように、おもちゃ的なドローンは1万円程度でございます。ただ、今回購入予定としておるのは、やはり安全性を確保した上で、きれいな画像を撮るということを目的としておりますので、今回、購入の際に参考とした物件については、ちょっと長い説明になるんですけども、世界的なこのドローンの業界ではトップ企業となっておりますDJIという会社の製品で、インスパイアという機種を考えております。

この機種は、先般、篠山市でも2機購入するというような物件でございまして、普通、ドローンは風に弱いと言われておりますけども、風速10メートルまで対応できるとか、あと、飛行距離もフル充電で約18分飛べるとか、あと、やはり飛ばすということは、先ほど申したように、ただ飛ばすだけじゃなしに、画像を撮ってこなあかんということでございます。

このドローンの特徴は、2人で操作するというので、1人は操作に徹する、もう1人のオペレーターは、その画像を撮るというようなことで、最近よく、ドローンが墜落したということで、安全性にもかなりいろいろ神経を使うようなことになっておりますので、その辺も考えた上での選定ということにしております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、飛行区域の制限であったりとか、そのドローンを使用するときには何か免許みたいなやつというか。ほんなら、市内は区域の制限とか、どこかの公園で飛ばしたらあかんとか、いろいろなドローンの規制というのは今、各自治体もしておりますわね。行政がそういうふうなさまざまな災害対応時に、災害対応だけだったら緊急避難的にいけると思うのやけど、平時の、先ほど言うような慶野の松くい状況であるとか、平時のときにそういうふうな飛行区域の制限であったりとか、それとか、そういうドローンを飛ばす人の資格というのは、誰でもいけるわけですか。

○原口育大委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 今のところは制限がないということを聞いておりますけども、今、国のほうでは、先ほど申し上げたように、ドローンの墜落事故とか、また、危険性があるということで、例えば、資格を有したり、あとは、飛行区域の制限を考えているようでございます。

あとは、個人で飛ばすドローンと、やっぱり産業用というんですか、やはり安全性を確

保した上で、例えばそれをなりわいというか、仕事としてやっている会社もございまして、そういったものとは区別して対応するということは聞いております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 最後に、このやつは、危機管理部のほうはそのドローンを購入して、危機管理部の職員がそういうふうなことでやるということによろしいんですか。

○原口育大委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 今回、補正予算は危機管理部の災害対策ということで買わせていただくようにしておりますけども、購入した暁には、やはり先ほど申したような活用の対応が見込まれる部署において、何人か職員を訓練せなあかんということを考えております。

その訓練をした上で対応するんですけども、ふだん使いができる部署に配置をしたり、いろいろ考えながら対応していきたいと考えております。

○原口育大委員長 ほかにございせんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 8ページの保育所の改修工事についての具体的な内容を説明いただけますか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 保育所の改修工事でございますが、榎列保育所の増築でございます。今の、まだ正式にきちっと固まっているわけではございませんが、五十数平米程度の増築を行うということと、それと、既存の建物の中でも、ちょっと廊下のつけかえをして、部屋を広げる部分とか、場所をちょっと変えるとかいうようなこともあわせて行う予定にいたしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、榎列保育所と二宮保育所との統合に基づく増築という理解をしておるわけですがけれども、そこに至る経緯というのはどうなっておりますか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 経緯といたしますか、これを行うに当たっては、保育所のあり方検討委員会を行う中で、その中で一つの小学校区の中には一つの保育所という基本的な提言があったわけでございます。基本的には、それに市としても沿った形で進めるという中で、榎列の小学校区には二宮保育所と榎列保育所の二つがあるということで、そういった方向に進めていったということでございます。

具体的には、26年度の2月、27年2月ということになりますけども、この2月10日に二宮保育所と榎列保育所、これは合同で行いましたけれども、そういった説明をさせていただきました。前もっていろいろな御質問なりもいただいた上で、それに回答することもあわせて、説明会を開催させていただきました。

それから、地元、榎列の自治会のほうにも説明もさせていただきましたし、この前の議会の中でもちょっとお話をさせていただきましたが、8月にはまた保護者の方に説明会を持って、説明させていただくという予定にいたしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 合同の説明会をされたらと、いろいろ疑問点も出とったということであったかと思うんですけれども、その疑問点というのは、どのようなものが出とったんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 疑問点といたしますか、意見とかそういったものはいろいろあったわけですが、疑問ということに絞って申し上げますと、二宮保育所と榎列の保育所の合同で説明会といたしますか、そういったことをさせていただいたわけですが、別々に何ででけへんかったんかというような御意見があったりとか、何で統合するんですかというような話ですとか、そういったことが主だったのかなというふうには思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その疑問は、解決してるんですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎）　　もちろん、そのときに、これは前もって質問もいただいておりますし、そのことについては話をさせていただきまして、基本的には了承を得られているというふうに思っております。全員が賛成ということではないとは思いますが、もおおむね了解を得ているという感触でございます。

○原口育大委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　50平米の増築と廊下のつけかえということで、これはやはり児童がふえるということでの変更ということになると思うんですけども、現行の複列保育所、それから二宮保育所、どうなってるんでしょうか、人数。何人おるかということです。

○原口育大委員長　　福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎）　　今で申し上げますと、複列の保育所につきましては、97人でございます。これは、5月1日現在の数字でございますが、97人。それから、二宮保育所については32人ということで、合わせますと129人ということでございます。

○原口育大委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　一般質問でも少し保育所の定数ということで、基準、遊戯室を計算した場合と、遊戯室を除いた場合という計算をしたんですけども、遊戯室を除いた場合、保育スペースが若干狭いのかなと、あるいは今後、新しく入園を希望したとしても、そこに入れられないようなことが起こるんでないかとか、あるいは、この園庭の問題については、そのときは触れなかったんですけども、人数がふえたときに50平米を拡張したと、すると、園庭も若干狭くなるのかなというようなことで、非常に窮屈な話になりはしないかなという心配をしておるんですが、その点いかがですか。

○原口育大委員長　　福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎）　　増築をする予定ですので、その分は土地の部分が狭くなるというのは事実でございますが、ただ、その増築する部分は、通常子供さん方が外で遊ばれるというような部分ではございませんで、今の建物のちょうど隣になりますけれども、増築をする予定でございますので、通常の子供さんが外で遊んだり活動されたりというようなことには、ほとんど影響を受けないというようなことかなというふうに思っています。



○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 乳児1人当たりで1.65平米、その他で1.98平米という基準を福祉部長から聞いたわけですが、この増改築によって、この1人当たりの保育スペース、何平米になりますか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） そのときに何人になるかがまだはっきりわかりません。といいますのも、実際に今でも複列の保育所につきましては、複列の校区の方以外の市内の方も来ておられますし、広域入所で、よその市から来られている方もおります。したがって、その辺のことがどういうふうになるかははっきりわかりませんので、はっきりはわかりませんが、基本的にはそれはクリアできるのではないかというふうに思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 増改築をする、統合するということは、それはそれで一つの判断と。ただ、今のお話を聞きよったら、定員がもし窮屈ではみ出した場合は、広域入所やら地区外やらの受け入れはできなくなるよというような言葉にちょっと受けとめてしまったんですけども。それでは困りますね。一定の定員数というのでも割り出しとるわけですから、定員数に基づいて面積というのでも出せるんじゃないんですか。園児1人当たりの面積というのは、定員数を定めておるわけですから、二宮と複列と合わせた人数が定員でしょう。二つ合わせるんだから、当然そうなりますよね。そしたら、スペースは割り戻しをしたら、1人当たりのスペースというのは当然、出てくるでしょう。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 今の、先ほど両方合わせて、今現在で129人と、私どもで一応、想定してますのは、それとそんなに変わらないだろうという想定をします。その人数については、受け入れられるという考えでおります。

○原口育大委員長 定員は幾らですか。その定員から割り戻したらという話ですけど。

(発言する者あり)

○原口育大委員長 静粛に願います。

福祉部長、定員との関係を説明してください。

○福祉部長（馬部総一郎） ですから、受け入れるであろう人数は、面積は確保できるというふうに判断をしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 委員長からも指摘があったように、複列保育所は90人と聞いておるんです、現状ね。それから、二宮保育所は60人と聞いておるんです。これ、違うんですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、150人で増改築の面積、50平米増築しましょうと、廊下のつけかえによって、保育室のスペースもふやしましょうと、こういう答弁ありましたんですよ。ということは、設計図、図面もあるわけでしょう。それに計算したら、電卓一つあったらできる話ですよ。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 定数自体は何人にするというのは、ちょっとまだ今、はっきりわかりません。ただ、複列と二宮の保育所を希望されて今入っているのが130人弱やと、今からの見込みを考えても、大体その程度やということですので、それをクリアはできるような面積にはしてるということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 保育所のあり方検討委員会で議論になったのは、1学区で二つあるの

はおかしい、一つにするのが望ましいと。定数も変えろというふうになったんですか。保育所のあり方検討委員会で、定数も変えるべきだというような結論は出とるんですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） そんなことは出ておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、少子化対策、非常に力を入れていると、子供の数もふやしていくと。他所からの受け入れもふやしていくと、実際に南あわじに住みたいという人もふえておるといふふう聞いておるんですよ。ということは、保育所のスペースに余裕を持っておくほうがいいわけでしょう。今の話とつながらないんじゃないですか。整合性がないように思うんですよ。一定の、保育所のあり方検討委員会で、確かに二つを一つにするという方針は、全体の合意事項としてあったのかもしれない。あったんでしょう。その中で、統合することによって、定員数を減らしても結構ですというような話があったんですか。統合して、二つを一つにして、保育所定数を減らしてもよろしいという話はあったんですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 二つを一つにして、減してもいいとか悪いとかいう、そういう話はありませんけれども、現実といたしまして、その二つ、もともと設定されてる二つを合わせた定員と比較をして、それだけたくさんの方が来られてないわけですから、それに必ずしも対応できる云々ではなしに、今、想定されるような人数、それが多少ふえる場合はもちろんあると思いますが、そういった、ある程度ふえたとしても対応できるように、面積は確保していくということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、保育所のあり方検討委員会の議論というのがどの程度煮詰まった議論なのかはわからないんですが、南あわじ市の方向性として、少子対策を進め、定住人口をふやす、交流人口もふやすということなんですけれども、特に子供を受け入れていく、児童をふやしていく、そういうことを目標とするのであれば、当然、現状の保育所のスペースであったりとか、定員数であるとかいうことを、受け入れ体制を明確にしてお

かないと、さあ、移住したは、保育所がないはということになっても困るわけですよ。

例えば、保育所の考え方として、職住接近がいいのか、保育所と職場が、基本的には接近しとるほうが僕はいいと思うんですけどもね。そういうような考え方で行くと、やっぱり、こうして統合も、市庁舎もでき、この地域の周辺の活気も出てき、住宅の造成とか分譲とかいうのも結構活発にやっている地域、こういうように思うんですね。

そうした地域の中で、あるいは今後、企業誘致をやるのかやらないのかわからないですけども、あるいは外に出とった子供たちがまたIターンということを非常に強く打ち出していききたいというような答弁もありましたね、一般質問で。若い人たちをどんどん受け入れていこうという考え方があるにもかかわらず、定数をいじっていく、現状のスペースに合わせていくというのは非常に、現状に合わせていくというのはちょっと考え方が違うんじゃないかなと。

一定の、二つあっても余裕があって、受け入れる体制があることのほうが、少子化対策を進めていく上で有利な環境になるんじゃないかということをお願いしたいわけなんですけど、その点いかがですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） おっしゃっておられることは幾分かはわかりますが、今、二宮の保育所は、定員が60人です。実際に来られてるのはその半分です。必ず、そしたら榎列の保育所と二宮を合わせた両方の分を定員が入れるようにということになれば、片や、例えばそしたら、園庭の広さのことであったりとか、ほかの部分の影響も出てくるわけです。自由に考えて自由にできるのであれば話は別ですが、やはり限られたスペースの中で考えていかなければならないというようなこともあります。

ただ、その中では、できるだけ保育のスペース、乳児室であるとか保育室であるとか、そういったものを広いスペースが確保できるようにということで、増築をする部分と、既存の中の部分も幾分か触って、できるだけたくさんの方が受け入れられるようにというふうに考えてはおりますが、やはり限界があるといいますか、制限される部分もありますので、その辺については事情をお察しいただきたいというふうに思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 保育所のあり方検討委員会の決定というか、提言に基づいて統合したというお話があったもので、そしたら、その保育所のあり方検討委員会というのが市の目指してる方向性と整合性を持つとるんか、持ってないのかという質問をさせてもらうんです。今のお話やったら、どうも整合性がないように受けとめます。現状から出発をして

ということではなくて、市の方向性、目指すべきもの等から考えると、余裕があったほうがいいんでないかと、余裕があるほうがね。それを言うっておるわけなんですよ。

3月だったかに、八木保育所に入所希望したけど入れなかったと、そういうようなことは余りないほうがいいと思うんでね。やっぱり一定の保育所というようなこういう施設、いつでも受け入れますよ、年度途中でも十分いけますよということのほうが、Iターン者、Uターン者を受け入れるには、非常に有利になるということを書いたかっただけなんです。幾分かということなんで、その分は幾分かかわかってもらってる間のことですか、そこはわかっていたらいいと。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 幾分かです、あくまで。あくまで幾分かですが、先ほど言われた面積だけの問題ではなくて、1人ふえることによって保育士の数が変わるということもあるわけです。単純に受け入れるだけ、何でも受け入れりゃええというようなことでもありませんので、そのこともお察しいただきたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員、いいですか。

○蛭子智彦委員 まだありますけど、ちょっと先に。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連で。私も、部長、それは施設いうたら立派なものにこしたことはないねん。けど、私は旧町の西淡町の小学校、伊加利にしたって阿那賀にしたって丸山にしたって、将来的な人口推移を一つもせんと、そのときにポンポン建って、それで何年かして、辰美小学校が建ったやいうて、ほんまに無駄な社会基盤投資でないけど、学校でも西淡町でもしとんねん。そういう失敗を二度と繰り返さんようにしてもらわななら。

それは、大きけりゃ大きかったらほんでええわよ。そんなもの、それにこしたことはないけど、将来の人口推移、ここではどんだけ出生率があって、わかるんだ、ゼロ歳児や5歳児や、年々子供の数が減っていきよって。そんなのわかった上で計画していかななら、150人の定員やさかい、150人建てえって、そんなふざけた話をしよったら、市が何ぼ金あったってあかん。

そやから、ああいう意見もあるけど、私のような意見もあるというのをしっかりと。あなたやって、旧町の西淡町の子供、学校の事情を知っとんだ。ほんまに。こんなもん、丸山の小学校、いつ建ったんよ。ほんで、あんなことばかりしとるさかい、西淡町はいつ

までもおくれとるわけでねえか。そういう轍を踏まんように十分、あり方検討委員会で。私のような意見もあるというのだけ知っとして。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと角度を変えます。この事業の財源は何だったんですか。この保育所拡張の。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 合併特例債を今は予定しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 合併特例債というのは、新市建設計画に基づくものというのが基本になったかと思うんですね。この保育所の統合の問題というのは、新市建設計画の中でどのようになっとなったんですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 新市建設計画自体の中では、31年まで延長させていただいた中で、全般的な普通建設事業なりを見込んで計画しております。特にこれというような形で指定したような形の計画ではございませんで、全般的な平成31年度までの建設事業の計画を見込んだ計画といたしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今のお話であれば、どんなことにも使えるような感じがしたんですけど、そうなるんですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 趣旨的には、新市建設に伴っての不都合なり、建設の推進を図るための地方債ですので、どんなものでも使えると、結構、いかようにも使い方はあるようには思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかりました。いかようにも使えるということで、それはそれで結構です。合併特例債の関連、ちょっとだけ確認させていただきたいんですが、合併特例債を使う、あと財政的な問題、幾らまでとか、大きな事業とか、計画されているものというのは今、計画をしとって未達成な分というのは、どんなものになってますか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 大きな事業という、財源的にどうなるかという分は、合併特例債に頼る部分で、今言われとったような火葬場なりというものが予定されております。また、ほかにも種々、実現するかせんかはちょっとわかりませんが、予定されている部分はあると思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 31年までに大きな事業としては、火葬場が残っておると。これも、ちょっときょうの補正予算からちょっと離れてしまうので、答えられたらで結構なんですけれども、淡路市で火葬場の問題が頓挫をして、大変なことになっていると。南あわじ市でもなかなか、合併してからもう10年たつけれども、なかなかこれが今、動きが見えないと。どうなってるんかなというのが、これもちょっとあるんですけどね。どないなんですか。答えられたらで結構ですよ。答えられなかったらもう。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） お答えしかねます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 測量費が出てたと思うんですね。測量費、出てませんでしたか。予算に出てませんでしたか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 基本計画と測量の予算は計上しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その話の中で、実際に淡路市では、当該地域には十分説明したけれども、周辺地域には説明がなかったと。そんなことで、そういうことも聞かれるんですね。そのあたりは抜かりないですか。ちゃんと担当地域やら当該地域含めて、しっかりとした対応はできているかどうか。それはやっぱり答えていただかないといけないと思うんですよ。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） まずは当該地域から、そしてまた周辺地域におきましても、また時期を見て、鋭意努力させていただきたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 努力の方向なんですけども、周辺地域もしっかりと説明をするなり、事業の方向性なりの了解を得るなり、こういうことはしっかりやっていただきたいというふうに思いますのでね。当該地域だけではなくて。そういうことで努力していただければというふうに思っておるんですけど。その点だけ、確認をちょっとしていただけますか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） そういう意見は承っておきます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。  
北村委員。

○北村利夫委員 8ページ、まちづくり推進費、このあわじ環境未来島構想の重点分野というのは幾つあったんですか。

○原口育大委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 環境未来島構想の中で、県の事業ですけれども、



昨年度から重点分野というのが設置されました。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いやいや、この重点分野というのは幾つあるんですか。一つですか。

○原口育大委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 淡路3市、1市につき1地区です。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる洲本市、淡路市、南あわじ市と三つの重点施策みたいなのをやってるわけやけども、これはどこの部分ですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これにつきましては、事業としては商工会青年部が企画をしたものでございまして、近年、大型店の進出によりまして、商店街がさびれてきておるといことで、その空き店舗を利用して、都会の、いなかで事業を興したいとか店舗を構えたいと、そういった若者を募って、その空き家の所有者とマッチングを行うというようにこと企画したものでございます。

場所については、まず、福良地区の商店街から実施をしていきたいといことで、できればあと、湊とか市地区に広めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これも、補助金100万円ということなんやけども、いわゆる空き店舗を改装して、そしてそこで何か情報の発信とか、いわゆる店舗として構えるようなやつにするわけですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 空き店舗の改修費については、この事業では予定しておりません。また別の事業ということに、メニューということになろうかと思ひます。これにつ

いては、そういったマッチングを行うために、ワークショップを開催したり、ホームページ等で募集をしたり、また、こういった事業所なり店舗を地域が要望しておるか、そういった調査を行う、そういった事業でございまして、市の負担は100万円、それから、あわじ環境未来島構想推進事業の補助金として200万円、合計300万で予定をしております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる地元といいますか、商工会青年部ですか、そこらのいわゆる持ち出しというのは考えてないんですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 事業計画書を見る限りでは、その自己財源的なものは入ってございません。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今、商工会の方々に一生懸命、空き家探しをやってる最中なんですよ、これ。大分、あちこち声をかけてるみたいやけども、今のところ、まだ決まったようには聞いてないんですけども。いわゆる見通しなんていうのは、市のほうでは把握してるんですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） ちょっと私、もう既に動いているというところまで確認はしておりませんでした。ですから、どこまで、見通しについても今のところ、把握はしておりません。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆるこの事業年度なんですけども、これは27年度限りのものなのか、また何年か続くものなのか。どうですか。

○原口育大委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 環境未来島構想の中では、5年をめどにしております。重点分野につきましては、来年度で一旦、考えてみるということでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、28年度が一つの区切りになると、この部分については。

終わっておきます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連でお尋ねするのやけど、これ、福良地区と言うてましたわな。これは、あわじ環境未来島のほうに申請、手を挙げて採択されたのが福良だったのか、その辺は。この事業というのは、商店街、空き家の利活用ということのお話だった。福良地区のそういう商工会青年部が申請して、採択を受けてやるんですか。例えば、湊なら湊、市なら市も、その辺も申請を出しとってんけど、その福良地区が採択されて、そういう補助金がついたということなんですか。

○原口育大委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 事業費の関係もございますし、今回は1地区だけということで、福良地区にしております。

○原口育大委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 一応、市の商工会のほうに打診をいたしました。市の商工会のほうからは、全体の地区の商工会へ声をかけていただきまして、それで、福良地区となったわけでございます。これの採択につきましては、この26日に県でプレゼンテーションがございます。最終的には、それから決定するというところでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そういうことを聞いたかったんや。いろんな県なりのやつで、この採択するときに、プレゼン受けて、シーパやったらシーパとかいって、その辺、ようけ挙げ

て、そこがいうたらプレゼン受けた結果、ああ、こういう事業だったらこれでやって、頑張ってくださいよということで。ほんなら、商工会の青年部が、要は申請を上げたんが福良地区で上げたということやな。そういうことやね。

○原口育大委員長       ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）       商工会青年部というわけではございませんけれども、商工会全体でございます。

○原口育大委員長       ほかにございませんか。  
長船委員。

○長船吉博委員       9 ページ、道路橋梁費、これ、説明では、若人の広場ほかというふうなことを聞いたんやけども、これ、もっと具体的にちょっと教えて。

○原口育大委員長       建設部長。

○建設部長（岩倉正典）       今回、補正で計上させていただいております9,500万円の補正ですけれども、これにつきましては、市道大見山吹上線、すなわち、福良から大見山を越えて阿万の吹上方面におりる県道とのちょうど吹上側手の大見山峠から三差路から、私ども、先ほど、先般、3月15日ですか、再開いたしました若人の広場公園のほうに向かって、なおかつ、ホテルプラザを通過して吹上のキャンプ場のほうに通じる道、これ、大見山吹上線です。今回の補正につきましては、その三差路からホテルプラザ周辺部までの道路、約2,200メートルにつきまして、舗装の全面改修と老朽化いたしております側溝及びガードレール等のつけかえを行う予定でございます。

なお、今回、補正に至りました理由と申しますか、それもあわせて御説明のほうさせていただきますけれども、この路線、実は、県道の三差路から大見山吹上線までにつきましては、昭和30年代に一番最初、改良した道路でございます。若人の広場から吹上までのキャンプ場までに通じる分につきましては、昭和50年代にやっとなる道路でございます。

私どもといたしましては、3月15日に若人の広場が20年ぶりに再開をしたということで、当然、今後、南あわじ市の観光施設の一つとなるべき公園ですので、そこまでのアクセス道路を数年かけて、徐々に再整備をすべきというふうに考えておりました。

ところが、県のほうですけれども、このたび、県の予算のほうで、終戦70年の全国戦没学徒追悼式典、これが若人の広場公園で行うということが決定いたしてございます。そういった関係で、ここ数年かけて整備をするよりも、ここ10年もしくは数十年に一度の大

きなイベントがあるときに道路整備を行うことのほうが、道路事業としての効果がとれるんでないかということで、今回、急遽補正をした次第でございます。

○原口育大委員長          長船委員。

○長船吉博委員          非常にええことだと思っております。ただ、あの道は物すごくくねくねと蛇行してる道で、非常に危険度も伴う。ですから、カーブミラー、それからクラクションを鳴らす標識、そこらの整備も同じようにやっていただきたいと思うんですけど、そこら、どういうふうに考えておりますか。

○原口育大委員長          建設部長。

○建設部長（岩倉正典）          現段階では、先ほど言いましたように、道路主体、今の現況道路の改修工事でございます。ただいま御指摘をいただきました道路標識等々につきましては、今後、実施の段階で検討していきたいと思えます。

○原口育大委員長          長船委員。

○長船吉博委員          ぜひとも、やっぱり安全が第一なので、またそういう大きなイベントをすることによって、その場所のよさとかいうのをわかってもらえれば、より一層、観光振興等々にもつながると思えますので、ぜひともその安全性を重視した中で考えてほしいと思えます。

終わります。

○原口育大委員長          ほかに質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員          8ページの介護保険特別会計保険事業、低所得者保険料軽減繰出金、これの中身を説明いただけますか。

○原口育大委員長          福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎）          これは、介護保険の条例のほうの改正についてもあわせてこのたび提案をさせていただいておるわけですが、この補正予算の中に、歳入のほうで、国庫の負担金、それから県の負担金が上がっております。これが、国が2分の1、それか

ら県が4分の1、その上に市の4分の1のお金を足しまして、この945万7,000円を介護保険の特別会計のほうに繰り出しをするというのですが、介護保険料の第1段階について、現在の介護保険条例の金額は、年間3万300円ということになっておりますが、基準額の50%減額ということですが、これが55%の減額、基準額の0.45になるというようなことで、この金額を通常の保険料の中からではなしに、国、県、市の公費でもってその分を補うというものでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 50を55に変えた、軽減額ですね。この根拠は何なんですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） この根拠といいますのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律でもって、介護保険法が改正をされた。実際には、その消費税が今度10%に上がるというような法案も3月末ごろであったと思いますが、そういうものができて、それを受けて、国のほうは予算を置いた。それぞれの公費については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を出して、それを特別会計に繰り入れなさいというような政令なり、そういった法令が制定されたということに基づいて、4月にさかのぼって行うというものでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと聞き方が悪かったのかもわからないんですが、国の改定によるということなんですけれども、この階層だけに限って5%、国が面倒みましようというふうになっておるわけですね。ほかの階層にそれぞれ5%を足していくということにはならなかった理由、国会審議での議論の経過、こういったところの理解をお伺いしたいんですけれども。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 国が触ろうとしてますのは、この第1段階だけではありませんが、まずは、第1段階の0.5を0.45、軽減額を5%、それをするというのがまず第1段階で、その次、また29年になれば、ほかの段階のものも変わると、この第1段階もまた変わりますけれども、そういった予定で進めていると。これは、一番最初の、当初

とは消費税の関係でちょっと変わりましたが、基本的にはそういう考えで今、進んでいるということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 消費税の増税と交換というような説明であったかと思うんですけども、これは国が決めてきたものであると。これまでも、市の独自の軽減策、介護保険料の軽減策であったり、あるいは介護保険料の一部負担金の軽減策であったりということについて、それぞれ条例化をする、制度化するということについて、市としては努力をされてきているんでしょうか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 独自ですということも内部では検討はいたしました、結果的には、国がそれなりに低所得者に対しての、これは29年度にならないと7割軽減までは行きませんが、一定の配慮がされているというふうに判断をいたしましたので、市独自のものとしては、結果的には考慮はしてないということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ施設、今後拡充をしていくと、特別養護老人ホームについても、地域密着型やら広域型やらいろいろ経費のかかる部分が出てくる、それを介護保険料の中で全部解決しようとするれば、今後の考え方として、介護保険料の大幅な引き上げということも心配されるわけですが、そうしたことの見通しはどのようにお持ちですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 当然、施設なりいろいろなサービスが新たにふえていきますと、介護保険料にはね返ってくるというのは、これはもう事実やと思います。国が何十年も先まで、このぐらいになるんじゃないかというような想定はしておりますけれども、そのとおりになるかどうか、ちょっとわかりませんが、できるだけ今、国が進めようとしております、できるだけ施設から在宅へというような方向で介護予防をできるだけやるとか、そういったことを進めることによって、単純に保険料なりで増額がされないように、できるだけ努力をしていきたいというふうに思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうことではあるんですけども、なかなかそう絵に描いたようにうまくいくことにもならないのではないかと。この間の一般質問でも、認知症の方が非常にふえているとか、こういうような新聞にも出てましたし、そういう方々への手当てというの、施設がどうしても必要になってくるという部分も、今後は考えられると。

国がやってくれるのを待ってるだけでは、なかなか現場での対応というのは大変厳しいものが考えられるわけですね。独自の市の対応ということ考えた場合に、国からの制約というのはやっぱり、実際以上にあるんですか。財政的な問題であったり、制度的な問題で、保険料の軽減策を国や県の基準以上に市がやろうとした場合に、何らかのペナルティや制限やら、こういったものがあるんですか。ないのですか。

○原口育大委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） ペナルティとかいうのは、私はちょっと聞いたことはないのですが、ただ、こういうところを減額できるという、理屈上ですけども、こういうところをこういうふうに減額をしていいというものと、だめやという考え方のものがあります。例えば、いいというものでも、市が余分にした場合は、当然、国として出してくれるのは、その本来の部分しか出してくれないというのも当然ありますので、そういうふうにするということになりますと、市が独自でお金を出さなければならないと。

ただ、考え方としてなんですが、一般会計のほうから特別会計に、このたびの公費としての支出は、これは国で認められているものですから、一般会計から特別会計のほうへお金を出すのは、これはよしという話なんですが、それ以外のものについては、基本はあくまで保険の中で完結させるということですので、何かの目的のために一般会計から特別会計のほうへお金を出すというのは、基本的には認められてないというのが現状でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう説明も聞いておるわけですけども、それはそれとして、例えば今、認められている上乘せ、横出し、ちょっと部長が説明されとった、触れとったことなんですけれども、具体例を幾つか挙げていただけませんか。市のできること。介護保険のことに関して。

○原口育大委員長 福祉部長。



○福祉部長（馬部総一郎）            ちょっと今、きちんと覚えてませんので、また後日。

○原口育大委員長            ほかにございませんか。  
長船委員。

○長船吉博委員            同じ9ページで、商工費。観光振興費で、実施設計委託費800万、  
これは何を、大鳴門橋記念館と聞いておるんですけれども、具体的に。

○原口育大委員長            農商部長。

○農商部長（神代充広）            これについては、今おっしゃられたように、大鳴門橋記念館  
の改修に伴う実施設計の委託料を計上しております。記念館については、かねてから県の  
ほうから譲渡したいと、県の行革の一環で、市のほうに引き取ってもらいたいというふう  
な依頼がございました。

市のほうとしましては、建築から30年以上たっておって、非常に老朽化も進んでおる、  
設備もかなり悪くなっておるといことで、県のほうに対しまして、改修費用について負  
担してもらいたいというような要請をしておったわけなんですけども、このたび、ほぼ県  
のほうから、内々ではございますが了解が得られましたので、まだ内部改修等のほうにつ  
いても、県のほうと協議をしていかなければいけない面もあるんですけども、今回、でき  
れば外部、それから設備関係について、一部改修をしたいといことで、実施設計費のほ  
うを計上してます。できれば、9月に工事費のほうの補正をして、3月までに完成をとい  
うようなことを目指しておるところでございます。

ただ、県のほう、予算のほうは、当初予算ではついておりませんので、県の予算につ  
いては、補正は2月しか補正しませんので、工事費を置くにしても、一旦、市のほうで立て  
かえて、基金等を使って立てかえておくといことで、2月に県のほうが補正ができた  
たら、その時点で財源振替をしたいというふうに考えておるところでございます。

○原口育大委員長            長船委員。

○長船吉博委員            今、県から譲渡されるというふうなことの中で、この外部工事、そし  
て設備工事等について、これ、100%県が持ってくれるんですか。

○原口育大委員長            農商部長。

○農商部長（神代充広）           こちらのほうで一旦設計をして、県のほうにこれを下さいと  
いうことで提示をいたしまして、当初は県のほうも渋っておったんですけど、ほぼ全額く  
れるというふうな感触を得ておりますので、大丈夫だろうというふうには思っております。

○原口育大委員長           長船委員。

○長船吉博委員           基金、6,500万余り持ってますけれども、これ。3億何ぼか、持  
っておるけれども、これ、将来的にどういうふうにするかというふうなことのために、一  
応基金として、目的基金として置いてあるんですけども、これ、もう正式に県から無償譲  
渡という形で、市のほうへもう渡っておるんですか。

○原口育大委員長           農商部長。

○農商部長（神代充広）           当然、県のほうも議会等もございますし、まだ正式には来て  
おりません。めどとしては、来年4月を目指しておるんですけども、そこら辺はまた、  
県のほうと協議をしていきたいというふうに思っております。

○原口育大委員長           北村委員。

○北村利夫委員           関連で。先ほど、県のほうからお金を出してくれるということやった  
んやけども、もともと大規模改修については、この施設は県が出すというのが本来やった  
と思うんよね。違いますか。

○原口育大委員長           農商部長。

○農商部長（神代充広）           そのとおりだと思います。

          ちょっと訂正させていただきます。500万以上の改修については、県のほうと相談の  
上、実施をしておるということでございます。

○原口育大委員長           北村委員。

○北村利夫委員           もともと、大規模改修というのは向こうが出すというような形で、ず  
っと今まで来ておったと思います。話し合いは話し合いであったんでしょうけども。それ  
で、今回これ、800万の実施設計費ということやから、相当大きな改修になる。そして  
また、後から中身をやるということなんやから、ほんまにそこまで面倒みってくれるかどう

かというのは、やっぱりきっちりと交渉すべきやというふうに思うんですよね。というのは、まだ県の施設やねんから。年内にやっとくべきやというふうに思います。

○原口育大委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） この大鳴門橋記念館の譲渡については、先ほど、部長のほうからも話があったように、以前からこういう話があって、南あわじ市としては、大規模改修をしてほしいということで、以前も空調関係、かなり大きく改修をしていただきました。これで最後ですよということは重々言われておったわけですが、今回、もう無償譲渡をしたいというふうなことでございましたので、何回かやりとりをしながら、市としても30年もたつわけですし、その間に我々としては営業もやらせていただいておりますので、効果としては非常に上がっておったということでございますので、県のほうの考え方もわかりますので、我々としては引き受けましょうと、ただし、持参金はお願いしますよという話で、こういう形で整備をしてほしいということで、こちらのほうからもリクエストして、県のほうでも査定をしていただくということで、話し合いがついたのが、トータルで1億7,000万円分については、県は面倒みますという話です。

先ほどの一連のものについては、そういう形の中で今、やっているわけですが、お金については2月の補正ということにしておったんですが、その上に、来年、県としてはこの施設を市のほうに譲渡するわけですから、リニューアルしたような譲渡にしてくださいということで、副知事さんのほうからそういうお声が出てきまして、1億7,000万の上に、もう少しプラスをしましょうという話もしていただいたんです。

今の大鳴門橋記念館の中身について、少しリニューアルをしようかなという話をしておりました。ただ、また今度、それで行くぜという話になって、知事さんにお話をしたら、もう一声というふうな話になりまして、今、県と鋭意詰めております。もっともっとリニューアルを大規模にやってはいいんじゃないかというようなことで今、話を煮詰めておりますので、そのプラスの部分についてはまだ不明確ではございますが、1億7,000万は双方、了解済みでございますので、今回、その部分で手戻りにならんようなどころについては今回やろうということで、あとは今から県と相談をした上で、できたら早いうちに、来年の4月1日に我々が引き受けをするという譲渡式なんかもやればいいなという話はしておりますが、大きくなってきますとそうはいかないんじゃないかなという考え方もありますので、譲渡がおくれるのか、譲渡は予定どおりか、工事だけがおくれるのか、そこら辺は明確でないんですけど、そういうことで以降もやっていきたいと思っております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員　　いわゆる先ほど、副市長の答弁の中で、ただというような話があったんやけども、ただでもらうほど高いものにつきますよという話をしようというふうに思ってたんです。そしたら、知事、副知事が一声、二声、三声とあったということで、ほんまに後のリニューアルができた中身、楽しみに4月以降、待っていたいというふうに思います。

終わっておきます。

○原口育大委員長　　質疑の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

再開は、午後1時とします。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時00分)

○原口育大委員長　　再開します。

ほかに質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　歳入の7ページになりますか、繰越金2,308万、これはどのように使われているのか、繰越金がどのように使われているかということについて、説明いただけますか。

○原口育大委員長　　財政課長。

○財政課長(和田幸三)　　どのようにといたしますと、一般財源として特定財源が不足する部分、このたびの予算であれば、1億6,827万5,000円の追加に対して、特定財源が国県並びに基金繰入等がございます。市債もございます。それ以外の部分について、一般財源で予算へ充当しております。

○原口育大委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　基金費で、ふるさとまちづくり基金積立金500万というのがあるんですけども、これはその繰越金のうちの500万を使ったということですか。

○原口育大委員長　　財政課長。

○財政課長（和田幸三） 積み立ての趣旨といたしましては、26年度の3月時点で500万の寄附金を小倉屋柳本の亡くなった社長さんの連れ合いの方のほうから御寄附をいただきました。当然、補正予算に間に合えば26年度予算で歳入、歳出を一般寄附等受けて基金に積み立てるのが趣旨でございましたが、どうも補正予算に間に合いませんでしたので、全体の繰越金の中に含めまして、次年度繰り越しまして、27年度、改めて基金のほうへ積みかせていただいたような経過でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その寄附金については、何かの用途の目的がない一般的な寄附ということによろしいですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 種別にお預かりした寄附金につきましては、一般寄附金ということで、まちづくりに使ってくださいというような形でお受けしたようにお聞きしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 以前もちょっと指摘させていただきました、用途を限定して、目的を明確にしておる寄附金については、その基金として存在がわかるように処理をするべきであるという指摘をさせていただいたことがあったんですけども、これについては今、どのように議論、どんな経過をしますか。どんなになってますか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 今までの経過の中でも、市のほうで基金種別はいろいろ設けております。財調なり減債なりについては、それぞれの財政調整なり、起債の償還に充てる、また、それぞれの特目基金については、特目基金のほうへ充てると。

このたびも、大鳴門橋の実施設計のほうで800万出てるかと思いますが、それぞれのいただいた寄附金等につきましては、それぞれの目的に沿いまして積み立てているもの、また、補助いただいた部分それぞれの剰余金について、それぞれの目的に沿って基金に積み立てているものと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 灘のほう、灘の地域施設をつくるのに寄せられた基金をもとにしてつくったと。名前をちょっと今、忘れたんですが。その特定の目的を持ってされた寄附についても、一般的な取り扱いになっておって、それが埋もれていっていると、わからなくなっていると。それはよくないんじゃないかという指摘をさせてもろうたと思うんですけど。総務部長、違いましたっけ。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） いつかの議会か委員会か忘れたんですけども、お聞きはしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それについての経過を聞きたかったんですが。

○原口育大委員長 蛭子委員、これ、補正予算の項目と関係ありますか。

○蛭子智彦委員 議論の経緯だけをちょっと聞きたい、確かめたいんです。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） たしか、お聞きしてる内容につきましては、当時、灘の出身の方が地域振興ということで、灘のほうへ、灘の何か建設されるときに寄附金をいただいとるというような話でございました。

ただ、旧町の段階での寄附でしたので、新市になっての経過として、そういうものを調べましたが、経過としては、預かってることは確認できましたが、目的等については一般的に灘の振興のためにとということでお預かりしたような経過と聞いております。

○原口育大委員長 蛭子委員、補正予算の審査に戻ってください。

○蛭子智彦委員 だから、関連で聞いていきますから。このふるさとまちづくり基金、この基金について、条例でこの基金条例がありますね。ここに入っている基金として、こ

れ、一般寄附金という格好になっておるかと思うんですけども、その特定目的も含めた造成になっているのであれば、ちょっと問題があるのでないかなという思いをしとるわけなんです。これ今、財政のほうで説明があったように、一般寄附金の積み立てがここに入っているという理解をしとるんですけども、違いますか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） このたびの500万については、一般寄附として受けたものを、ふるさとまちづくり基金のほうへ積み立てているという経過でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この南あわじ市ふるさとまちづくり基金条例というのがあるんですけども、これは今、これも地域振興基金とかいろいろ似たようなまちづくりに関連する基金も、いろんな名目のものがあるように思うんですね。この基金条例が、これは合併後にできたということになっておるわけですが、これは、合併以前については幾つかのものがあるって、西淡町のもの、南淡町のもの、緑町のもの、これらを統合したものとして、この基金をつくったというふうにこの条例には書いてあるんですけども、それは間違いないですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 旧町の段階で、それぞれ各町によっていろんな趣旨のものがあるって、それぞれに持っていた基金の中で、この趣旨に沿うような形のを統合したと思われる。ちょっと個別具体的に各旧町の状況は把握しておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この基金残高、現在幾らですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 26年度末現在高で、1億9,072万円でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員       この出し入れがいろいろあったかと思うんですけども、合併以降ふえた部分、使った部分、その出し入れ、これはどのような経過になっていますか。

○原口育大委員長       財政課長。

○財政課長（和田幸三）       ちょっと直近の部分しか、私、手元にございせんけども、ふるさとまちづくり基金につきまして、24年度末現在高が7,511万4,000円で、25年度末現在高が、25年度中に1億1,000万円程度積み立てておりますので、25年度末で1億8,938万9,000円。あと、26年度については利子を積み立てておりました、1億9,072万円という経過になっております。17年度以降の今までの分については、ちょっと把握しておりません。

○原口育大委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       この基金条例で、今は造成されてふえてきてるということになってますね。この目的としては、ふるさとの創造と人材の育成を促進するというようなものになっておるわけですけども、この目的に沿って、これまでどのように使われてきたかということの説明をいただけますか。

○原口育大委員長       財政課長。

○財政課長（和田幸三）       これまでの経過を総括してどういう形でまとめたものもございませんので、今、ちょっと手持ち資料は持ってありません。

○原口育大委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       いや、基金の目的というのは明示してあるわけですね。ふるさとの創造と人材の育成を促進すると、豊かで潤いのある住みよいまちづくりに資するという目的を持ってつくっておると。積み立てていくということは、それはそれで結構なんですけれども、どのように有効に活用されているのかということをお尋ねしたいわけなんです。

○原口育大委員長       財政課長。

○財政課長（和田幸三）       活用方法については、それぞれ適切な事業等がございました



ら活用しているようには思っておりますけども、今現在、この500万につきましては、このたび積み立てましたけども、できるだけ早急に、趣旨に沿いまして使用させていただくような予定でございます、できるだけ早い、今年度中にでも改めて取り崩して、何かの形で使わせていただく予定はしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 資金造成をしてきた経過と、これをどのように活用してきたかというその歴史ですね。これについて、一度まとめていただくわけにはいかないですか。

○原口育大委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 当初からの部分につきましては、資料としてまとめることは可能かと思えます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 1点、人形座の多言語サービスというふうになっております。人形座については、その後、いろいろ努力もされてるということで、結構、外国人の方が訪れる機会が多いということからこういうことになっておるのでしょうか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 外国人が多いかどうかというところまで調査しておりませんので把握しておりませんが、今回の多言語サービス事業につきましては、人形座のほう積極的に営業活動なんかを現在も企業経営戦略の一環として行っている中で、一つ、民間の今回、事業メニューの中から、こういうふるさとの伝統文化とかいうのを発展させていくのに使えるような事業メニューを探してきましたので、それでこの多言語サービス事業を行いたいということで、過去に一般質問なんかでも、現在、日本が積極的に外国人の集客の施策を打ち出してやられておまして、訪日の外国人観光客もどんどんふえてきているといった中で、今まで人形座を訪れる外国人につきましては、こちらでつかんでおりますのは、大学の留学生等がほとんどで、一般の観光的な外国人の観光客は少なかったというのがありまして、これから国の施策にもありますので、どんどん日本を訪れる外国人観光客を取り込むということも一つの営業戦略に入れる中で、そういう多言語サービス

をすることによって、そういう外国人の集客に対応していきたいということで、今回、事業を実施するというので、それに対して市が支援するというのでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、3カ国だったかな。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 多言語サービスということで、今回考えてますのは3カ国語で、英語、韓国語、中国語を計画しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、案内表示とかが主なものになるんですか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 今回の事業内容を少し説明させていただきますと、人形浄瑠璃のガイドダンスでありますとか、人形の動かし方、演目等、これは8演目程度を考えておるんですけども、これを3カ国語に翻訳、録音した音声データを、そのファイルを作成しまして、そのデータファイルをインストールした聞き取り用の端末機を外国人観光客に貸与してガイドさせていただくシステムとして、事業導入を考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それであると、例えば国立文楽などでいくと、義太夫といいますか、語りがなかなか聞き取りにくいと、それを文字で表示をしたりとか、副音声で流したりとか、国立文楽ですとそのようなことをやっていると聞いたんですけども。確かに、語りを聞いたってなかなか意味がわからない部分が、私、日本語であってもわかりにくいみたいなどころがあるので、外国の方ももちろんそれで非常にいいと思うんですけども、国内の観光客の方に対してもそういうサービスというのは考えられてないのでしょうか。

○原口育大委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 協会のほうでも人形座のほうでも、そういう考えはあるんですけども、とにかく、今は財源的なものも非常に厳しい状況にあって、やっぱり今、委員がおっしゃったようなことをしようとすれば、やっぱりそれなりの投資額も要ってくるということで、なかなかそこまで手が届かない状況かなということではありますが、今回、その取っかかりという言い方はおかしいんですけども、何もしないのもどうかなということで、そういう事業メニューが民間であるということで、そういうものを活用しながら、少しずつそういう方向性にもつなげていければなというのはあると思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 端末で3カ国語が入られるのであれば、もう1チャンネルふやしたら、何か簡単に行きそうなような気もするんですけどね。そういう機械じゃないということなのかもわからないんですけども。英語、中国語、韓国語で語りの部分が翻訳されるのであれば、本家の日本語も現代風な言葉に置きかえるとかいうことも、ちょっとしたことでできるような気もしたので、そういうふう聞いてみたんですけど。また一度、研究してもらえればと思います。

終わります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 では、質疑がございませんので、質疑を終結します。  
委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第135号、平成27年度南あわじ市一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第135号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時25分とします。

(休憩 午後 1時20分)

(再開 午後 1時25分)

① 議案第137号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 再開します。

次に、議案第137号、南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

質疑を行います。

谷口委員。

○谷口博文委員 先ほど、このたばこの中で、等級というか、3級たばこというやつをまず、説明をしていただけますか。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 3級たばことは、6品目を指してございます。まず、たばこ税なんですけれど、一般のたばこは、当初はぜいたく品ということで設定されておりましたけれど、先ほどの6品目、「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」、「バイオレット」と、6品目ございます。これは、ぜいたく品に入らないだろうということで、特別に税率を下げておりました。

しかし、最近になりましたら、健康志向と、それがやはり医療費にはね上がるというようなことで、やっぱり嗜好品は同じだということで、特別に低かった6品目を一般と変わらないように税額を変更していこうと、4段階に税額を変更するというようなことでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それで、この28年4月から1,000本について1年間2,925円というのは、この辺、次年度は3,355円、ほんで、30年からは4,000円。1,000本につきこの税率というのは、今まで3級というのは、たばこ税がなくて、今からこないして変更していくという意味合いなんですかね。このお金はどこに入るの。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 3級のたばこにつきましては、3級以外のたばこ税と、先ほども部長のほうからもあったんですけれども、嗜好品ではないというようなことで、税率も下げております。

その税率について、28年3月31日までについては、1,000本当たり2,495円、これが20本換算で大体49円90銭で、平成28年4月1日からは、1,000本当たり2,925円、20本換算で58円50銭、それから、29年4月1日からは、1,000本当たり3,355円で、20本換算で67円9銭、30年4月1日からは、1,000本当たり4,000円で、20本換算で80円。最終、31年4月1日からは、今のいわゆる3級品以外、皆さんがお使いの普通のたばこと同じ税額で、1,000本当たり5,262円で、20本換算で105円24銭というようなところで落ちつくというふうなところでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市のたばこ税というのは、1日100万円で、大体三億五、六千万あったと思うのやけど、今のこの3級品というか、この六つの3級のたばこで2,495円というやつは、今、三億五、六千万の税収のうちに、この市内で3級たばこ品の消費というたら、どれぐらいあるんですか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 旧3級品以外については、先ほど委員さんがおっしゃられたように、大体、6,700万本で3億5,400万円で、旧の3級品については、295万本で736万円ぐらいの税収になります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、ほんで、今これから、そうしたら来年、再来年と1,000本に対して2,900円や3,000円や4,000円、最終的には4年かけて通常のたばこと一緒になるということは、当然、6品目のたばこの値段というの、もちろん価格に転嫁されてはね返って。今、この3級品たばこというたら、幾らで販売されとるんですか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 大体、平均250円です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほいで、このたばこ税がこないして変わってきたら、この250円の価格がやっぱり、大体、上がって高くなるということやの。高くなったさかい、このごろ、たばこの税収というたら落ちとるんではないんけ。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） たばこの本数については、徐々に減っております。ただ、税額については、少しずつ上がっているようなところもありますので、そんなに極端には税収が落ち込んでおるといようなことではないと思います。

○原口育大委員長 ほかに。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この条例案については、マイナンバー制度の導入ということも一つのメインになっておるわけですが、このマイナンバー制というのは、我々国民にとって、どんなメリットがありますか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） マイナンバーにつきましては、大きく期待される効果については三つございます。それは、公平・公正な社会の実現、それから、行政の効率化、そして、国民の利便性の向上というふうな、この三つがあろうかと思っておりますけれども、その中で、28年1月からは、いわゆる社会保障の関係と税の関係と災害対策について、マイナ

ンバーが必要になるというふうなことでございます。

税については、税務当局に提出する申告書とか、あと、届出書、それから調書などに記載していただくようになります。あと、それを税務当局の内部事務にも使わせていただくというようなところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、だから、それは三つの役割というか、税務申告に使わなければいけないようにしたわけでしょう、国が。これを、12けたの数字を書いてないものは受け付けませんよというようにしたわけでしょう。だから、使わなあかんわけです。社会保険の関係でも、あるいは雇用主に対しても、マイナンバーというものを提出しないといかんようになったわけでしょう。義務を課せられたわけです、これはね。義務化されたんでしょ、12けたの番号を提出書類なりなんなりに記載しなさいよと、義務をつけられたわけです。わざわざ12けた、余分に字を書かなあかんようになったわけでしょう。はしょったら、ほんで通用しないわけでしょう。これは、メリットとは言えないですよ。負担がふえたんです。

だから、12けたの番号をつけることによって、どんなメリットができたんですかということを知りたかったんです。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 市民課におきましては、諸証明がございますけども、諸証明をとる際とか、届け出の際には身分証明が必要なことがございます。例えば、パスポートであったり保険証であったりというものの提示を求めさせていただくことがあるんですけども、このマイナンバーを提示することによって、その諸証明が要らなくなるというところがメリットでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 特段、番号制にしなくてもできとったわけでしょう。それはメリットと言えないと思うんですよね。何か不自由があったんですか。不自由はなかったと思う。印鑑証明にしたって、印鑑証明のカードが必要であって、それを出しておったわけでしょう。保険証だったって、保険証に番号がついとるわけで、それを出さないと使えないですよ。住民票の請求だったって、免許証があれば本人確認ができておったわけでしょう。あるいは、家族誰かが行くのであれば、誰かの委任状があったらできておったわけですよ。

特段番号をつけないとあかんようなことって、何もないですよ。何もないと思う。今の説明ではちょっとわかりにくい。もうちょっとよくわかるように、どんなメリットがあるのか、はっきりさせてもらえませんか。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 今までそういう国民に統一したような番号がなかったので、各種、申請の伴うような業務、例えば年金であったり税金であったり、いろんなものにそれぞれの番号が独自に振られてた。それを今回、マイナンバー制度でくし刺しのようになるわけですが、それぞれの番号で管理されておりましたので、一時期、消えた年金とか、そういうようなことがございました。今回、そういう番号を通して、一元管理じゃないわけなんですけど、そういう漏れのないような形でしていこうというのが国の考え方かというふうに思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、今のお話だけでいくと、二つ目に説明しとったかな。三つのええところがあるとかいうて、行政の効率化ですよ。これしかないですよ。これは、行政が効率化されて、いいというのは行政のほうであって、逆に、ナンバー一つが、この間もハッカーでいろいろ問題が起こりましたが、むしろリスクのほうが高まってくると。個人情報が一元管理をされることによって、それを盗るほうも、利用するほうも価値が高まって、その危険性が高まっていくと、これは市民にとって、国民にとって、メリットでは絶対ないと、デメリットであると。

マイナンバー制度というのは、行政を効率化しようということを目指す余り、個人情報の一元管理、そしてこれが漏れいする危険性が高まる、非常にデメリットの強いものであるというふうに理解しとるんです。違いますか。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 行政の効率化と言われて、それは行政側のお得感というような御説明だったかと思いますが、行政にはコストがかかります。だから、行政コストを下げていくということは、例えば、その税金がまた違う方面に使うことも可能ですので、行政の効率化をすることによって、市民の方、国民の方もメリットは享受できるのかなというふうに思います。

それと、一元管理というふうに言われましたが、それぞれの団体で、当然、やりとりが



出てきますが、そこではこの12けたの番号を直接送るとかいうのではなしに、符号化するよう、符号化したものを何か送るようになっておられましたので、当然、この前、年金の情報漏えいがありましたので、非常に私も危惧はしておりますが、国のほうでは、システム面、それから制度面でのセキュリティ強化については考えているというふうに思っています。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国の説明ですね、今のは。国がそういう説明をしている。でも、実態として、例えば符号化するにしては、それはまた逆なコストがかかってくる。そして、年金番号だけで照会ができなくなる。マイナンバーも必要になってくる。保険証番号も、保険者番号だけではなくて、その個人のマイナンバーも必要になってくる。かえって、ロスがふえるように思うんですね。

行政の効率化というような、最終的に一元化を図っていくというような考えであるのかもわからない。しかし、これはやはり、一つの統一番号を使うということによって、漏えいした場合のその危険性、これは当然、飛躍的に増すと思いますね。ですから、秘密漏えいの手法というのが、まだもうひとつ、はっきりとしてこない。あんな、あれだけの年金問題でも、あれだけ騒がれておきながら、次々とセキュリティの甘さということが次から次と出てくると。

そういう中であって、この国民の統一番号制、これは非常に現段階での判断としては、住民にとってのメリット感というのは薄くて、リスクが非常にハイリスクになってくるといってらえ方しかできないと思います。ここは平行線になると思いますので、私はそのように考えております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 これ、最初、導入するとき、いわゆる所得の寄せ集め、個人で幾つもの所得のところがああるので、それを一つにして、課税の効率化というのが最初の出発点やったと思うんですよ。多分これ、いろんな情報が入るようになるよってに、多分、今みたいな議論が出てくると思うねん。多分、政府のほうは、大分欲張ってるのかなというふうに思うんですよ。

そやからこれ、いわゆる民主党政権のときにこういうことを言い出して、閣議決定されて始まったように思うんです。言われたのはもっと前からやってんけども。そやから僕、趣旨は、大手振って反対はでけへんけども、今の政府は、いわゆる情報を一つ、一元化、

いわゆる情報をぎょうさん入れ過ぎるから、逆に今、問題が起こるとると違うかなというように思うんですね。

そやから、入れる情報がある程度抑えるというようなことはないんですか。市独自では決められへんわけやな、これは。国が決めるわけやんか。そやから、心配が起こるとるわけやと思うねん。

それと、今までいわゆるいろんな証明書を発行してもらうのに、いわゆる免許証や保険証であったりとあったんやけども、もう一つ、証明書がふえるという感覚ではないかなと。この番号が、個人にとっては。そやから、保険証の番号もこの番号に統一するのかどうかというのは、どういうことになるんですか。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 今、2点ほどあったと思うんですが、まず、マイナンバーの中に情報を入れ過ぎるということで、これについては、日々の新聞報道なんかでも、政府はこれを今度入れていきたい、何年ぐらいには預金口座をつくる時には必要であるとかいろいろなものが小出し的に出てきます。きちんと決まったものではないんですが、ほんまに3日に1回ぐらい、このマイナンバーについては情報の関係、出てきます。いつとき、保険証でもこれで行けるようなことは読んだような気がします。

証明書がふえるんかということなんですが、例えば、それがもう保険証の番号がなくなって、このマイナンバーのカードだけになれば、当然、今の我々の持っているような黄色いやつなんですが、それもなくなって、これだけになるということになるろうかと思います。あと、基本的なことは、この中に国がどういうのを入れるかというのを決めます。あと、ICチップがありますので、その容量が比較的、まあまあ容量があるそうなので、例えば独自利用をする自治体も出てこようとは思いますが。

例えば、今、南あわじ市では印鑑証明は独自のカードになってますので、そこらの磁気カードに入ってる分をこのICチップに入るとか、磁気をつけるとかすれば、今の機械でも読めるようなことになってきますので、大枠の部分については国が決める、それから独自アプリについては、一旦、企画部に来るまでに担当者レベルでも検討はしとるようですが、日々、こういうふうな新聞報道がいろいろされてますので、もう一回、担当者を集めて、独自アプリについてはどうするかという会は持とうというふうな計画をしております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 まだ、いわゆる進行形という形ですよね。進行形なのに、これを認め

てくれという話になるわけよな。というのは、フリーハンドを与えてしまうという形になるんやけども。それについてはどう思いますか。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 企画部のほうで、このマイナンバーの連絡調整、企画調整的なことをしてまして、各詳細については、市民課であったり税務課であったり、そこら、それからシステム面については情報課というような役割分担を決めております。税の関係でこれを、やはり条例を変えらなあかんという時期が来たんだと思うので、私のほうからちょっと、マイナンバーについては、先ほど言われたように、まだまだ完成の、こことこことこれで全てです、これで終わりですというような報告は受けてないので何とも言えませんが、いずれにしても、税条例をさわる時期が来ているというふうに、私は解釈しております。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） このたびの税条例の改正の項目につきましては、10項目ございます。それを一つずつ申し上げたいわけなんですけども、納付書・納入書に関すること、それと、申告、賦課徴収に関しての代表者であったり法人番号、それとあと、市税の減免、この減免が主なんですけれど、固定資産の修正に関しての記載であったり、また、固定資産税の減免、軽自動車の減免、身体障害者等に対する軽自動車の減免、土地保有税等の減免、それと、入湯税に係る特別徴収者の経営申告というところで、マイナンバーを記載していただきたいという、この10項目についての改正でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ようわかれへんのよね、これ、正味。というのは、そういうやつ、今でもあるわけやんか。できよるわけやから。

○原口育大委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 実際、この減免される方については、それぞれ福祉関係であったり、そこら辺の関連資料があると思います。そういうようなことで、行政につきましては、まず、税金じゃなしに福祉であったり災害であったりというような、地方の行政に役立つものだと私は考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も、マイナンバーでちょっと教えてほしいねけど、これはもう日本政府が決定して、日本国民に12けたの番号を振ると思うのやけど、在日、あの方々は、このマイナンバーというか番号をもらえるのけ。

○原口育大委員長 市民課長。

○税務課長（榎本輝夫） 住民票を、いわゆる持たれとる方に。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 在日特権の特別永住権を持って、日本国の永住権を持つとる方々は、このマイナンバーというのにはもらえないのけ。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 先ほど申しあげましたけれども、住民票を有されておる方ということですよ。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。  
委員間討議を行います。御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 では、意見がありませんので、討議を終結します。  
採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第137号、南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第137号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第138号 南あわじ市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 次に、議案第138号、南あわじ市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 本会議場での質問で、医療費と保険税との関係の質問がありました。もう一度お伺いしますが、兵庫県下の中で国民健康保険税の高さの順位は、1人当たり、世帯別、何位ですか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 25年度の実績でよろしいでしょうか。南あわじ市で調定額が10万6,535円で、ランクにいたしまして第2位ということになります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 お聞きしたのは、1人当たりの調定額、それから世帯割の調定額、それぞれを。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 今のは、1人当たりです。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 世帯割も同じですか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 済みません、今ちょっと、その資料を持ち合わせておりませんので、追ってまた連絡させていただきたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう資料は、ちゃんと出していただかないと、説明いただかないと、委員会審査になりませんのでね。今後そういうことはないようにしていただきたい。そうしますと、これ、県下平均は幾らになってますか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 1人当たり8万8,513円になります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私の持っている資料でいきますと、1人当たりの順位は2位、世帯当たりになると、これは1位というような数字があるんですね。これを前提にちょっと話をさせていただきます。医療費について、どうだったですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 医療費につきまして、1人当たりの給付額でございますけども、県下では38位でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 このランクはここ数年、ほとんど変わってないですね。仮に、県下平均のものにしようと思えば、個人の、あるいは世帯割の、幾らぐらい必要になりますか。国保税、調定額を県下平均並みにしようと思えば、単年度で幾らぐらい必要になるんですか。

ようか。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 単年度当たり2億9,000万円程度の税額が必要になると  
思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 2億9,000万円というのが多額なのか少額なのか、このあたり、  
どない思いますか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 先ほど、2億9,000万円という計算のもとなんですけど  
も、南あわじ市の平均調定と県の平均調定の差が約1万8,000円ほど違います。1万  
8,000円掛ける被保険者で、現在、1万6,288人でございますので、2億9,00  
0万という計算になりますけども、それだけ税金を下げれば、県下並みの税率というこ  
とになります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 加入者が1万8,000人と、1人当たりになれば1万8,000円程  
度ということですよ。いろんな人間が生きていく上ではコストがかかる。当然、この保  
険に加入してる方々の負担というのが、平均で1人当たり10万円、世帯当たりになると  
20万少しか。この方々の所得というのが、大半が非常に、所得税の非課税世帯であつ  
たり、所得生活ぎりぎりの方々であつたりということが結構多いという説明があつたか  
と思うんですね。

行政の目的というのが、福祉の向上とかいろいろ、住民一人一人の健康で安心のできる  
生活であるとかいうことを考えたときに、国保制度というのは日本独特のもので、大変貴  
重な制度であると思うんですね。ただ、こうした南あわじ市を一つとってみると、何でこ  
れだけ負担が高いのかということになるのかと思うんです。これは、行政トップの判断と  
いうことに当然なるかと思うんですけども。何で、県下平均並みになれないのかと、その  
理由は何なんですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 一番の大きな要因としましては、議会のほうでも部長が触れましたように、前期高齢者の交付金の金額が非常に低いということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、不当に低いんですか。理由があつて低いんですか。どちらですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 理由はございます。前期高齢者の交付金につきましては、平均の加入率を上回る率につきましては、全部、金額に補填が来るといふようなことございまして、南あわじ市は、その加入率のほうは、前期高齢者の加入率が県下で最低でございます。41でございます。25年の実績でございますけれども、31.42%、県下の平均が36.97%ということで、5.55%の開きがございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 前期高齢者交付金の金額、それが県下平均並みの交付金になると、歳入としては幾らふえるんですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 前期高齢者の交付金を前期高齢者の数で割るのではなくて、全体の被保険者で割ったときに、1人当たり何ぼ、幾らいただいておりますかという計算をしてみました。そうしますと、南あわじ市の場合は、一人頭7万5,500円、県下の最高額が16万。県下の平均は、11万2,000円でございます。県下の平均からしましても、1人当たりで3万6,000円の減額ということになっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、国民健康保険加入者全てに対しての交付金ですか。それとも前期高齢者に対しての交付金ですか。



○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 今申しあげました数字は、全被保数で割った数字でございます。それを前期高齢者数で割り戻した数字で申し上げますと、前期高齢者1人あたりに交付される金額が、南あわじでは24万円程度でございます。県平均では30万3,000円というところでございます。その差は、6万2,000円の差でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、前期高齢者交付金をふやすためには、前期高齢者がふえないといけないということですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） おっしゃるとおりでございます。南あわじ市の加入者のその加入率、5歳刻みの年齢別でその人口を、加入者を見たところ、うちは先ほど、前期高齢者が低いと申し上げたんですが、55歳から64歳、前期高齢者になる手前の加入率が全国平均で18.82%、これに対しまして、南あわじ市は24.16%ということでございます。そこにかかなりの差がございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、55歳から64歳世代になってくると、前期高齢者はふえるということですか。今後10年の間でふえていくということですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） おっしゃるとおりでございます。この10年で前期高齢者に移行する方が非常に多くなるということでございます。

それと先ほど、医療費が南あわじ市が低いということは、前期高齢者が低いということは、前期高齢者の平均給付額といいますのが40万台でございます。40万台の医療費のかかる層が多ければ多いほど、給付額は上がります。南あわじ市は、その層が低くて、その一手手前の10歳の55歳から64歳のところの加入率が高いと、この55歳から64歳の1年間の平均医療費で申し上げますと、三十数万円という医療費がかかってきてお

ります。

トータル的に見ました場合に、前期高齢者が少なくて、その手前の年代層が多いわけですから、全体から見たら医療費は下がるんです。前期高齢者の交付金が少ないわけですから、いずれにしても、市で負担しなければならない金額が多くなっているというのが現状でございます。

それで、医療給付から前期高齢者の負担額、前期高齢者の交付金をいただいた給付引く前期高齢者の交付金、これが本当の負担額になるんですが、その負担額のランキングで申し上げますと、南あわじ市は県下で4番目に高いという形になっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 人口構成が現在というか、ここ10年ぐらいなんですかね、ずっと高いですよ。南あわじの国保というのは、50年ぐらいの間、2位とか3位とか1位とかの間をうろうろしとるというふうに理解しとるんです。その10年間の間、ずっと前期高齢者というのは少ないんですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 国保加入率につきましては、南あわじ市は県下で2位でございます。ちなみに1位は淡路市でございます、国保加入率は33.46%でございます。ほかのところは大体、20%半ばぐらいでございます。

前期高齢者につきましては、ことしの見込みでは34%ぐらいの見込みになりますけども、去年でしたら実績は31とか、この過去の経緯を見ますと、前期高齢者の加入率が20年は南あわじ市については26.77、21年は27.69、次の年は27.93、27.77、24年度は29.33という形で低うございましたが、ここ25年、26年につきましては、30%台に乗りまして、27年の見込みは34というようなパーセントの見込みをしております。

ですので、ことしの前期高齢者交付金につきましては、去年が12億の予算でございましたが、ことしは14億6,000万というような歳入を見込んでおります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ数字がこんがらがってくるんですが、先ほどの課長の答弁の中で、前期高齢者にかかる医療費が少ない傾向になるというような説明であったかに思うんですが、そういう説明だったんですかね。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 全国的な平均の前期高齢者の医療給付費、1人当たりの医療給付費は、大体40万ちょっと超えたぐらいだと思います。40万ぐらい超えたところなんですけども、先ほども言いましたように、加入率によって、その42万円の部分を補填してもらえる金額があるんですが、そこに前期高齢者の交付金を全部、社会保険のほうからその負担が、金が入ってきます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの説明で、前期高齢者、医療費が38位だということの説明の中で、前期高齢者分の医療費が少ないというような説明に聞こえたんですけど、違ってましたか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 前期高齢者の加入率が当然、入っておる人が、加入されとる方が低ければ、四十何万何がしに人数を掛けた場合に、医療費は当然、低くなると。加入率が高ければ、当然、その数字が上がるということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、前期高齢者交付金というのは、結局、数が多いと医療費がかかるから交付金をふやしましょうという制度なんですよ。少なかったら、その分、交付金が少ないですよという制度なんですよ。

だから、これは国民健康保険の会計の基本なんですか。一番基本になるのは何なんですか。税額、調定額を決める基本は何なんですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 全国民が公平な。

○蛭子智彦委員 ちょっと調べておいてください。医療費が基本でしょう。どれだけ加入者の医療費がかかっているかということで調定額を決めるんでしょう。違いますか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 若干、違うかと思われます。どれだけ医療費がかかるとるかに対して、調定額が決まるんですけども、総医療費から前期高齢者の交付金を引いたものに対して、調定がかかります。もとの総医療費に対して調定を算出するのではなくて、総医療費から前期高齢者の交付金を差し引いた残りの額が負担額となりますので、それが調定のもとになります。

○原口育大委員長 暫時休憩します。  
再開は、2時20分とします。

（休憩 午後 2時10分）

（再開 午後 2時20分）

○原口育大委員長 再開します。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、これまでの説明を聞いてきたのは、50億円の医療費がかかれば、それに対して国からの補助金が実質30%ぐらい、個人負担が3割やって、その残りを県や国やらの補助金も加味しながら個人の負担額、調定額を決めていくという、大枠の仕組みはそういうふうになっと思うんですよ。違いますか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 大枠の仕組みはおっしゃるとおりでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで、先ほどから前期高齢者の交付金の関係の話ですけども、これの財源は、以前からも何回も繰り返し言うところですが、協会けんぽであったり共済保険であったり、そうしたいわゆる社会保険と言われている保険者の拠出金、国から指示をされた割合で出すというのがその財源になっておると思うんですね。違いますか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） そのとおりでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、南あわじの場合、そういう前期高齢者が少ないというのは結局、他の地域、大阪とか神戸の大都会に比べると、雇用者の、雇用されている方々の率が低いから、逆に言えば、自営業者が多いから、その前期高齢者交付金というのが低くなるというふうに理解しておるんですけども、違うんですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 当然、加入者の割合によって交付金が少なくなるわけですから、おっしゃるとおりかと思えます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、そういうことから言うと、前期高齢者交付金が少ないからという理由は、余り当たらないように思うんですね。結局、そういう地域性があるって、前期高齢者交付金、各保険者の負担拠出金の率が決まってくるという中にあるっての制度であるということから見ると、そのことを理由にして、保険税が高いというのはちょっと当たらないように思っておるわけなんです。

確かに、1人当たり1万8,000円というものを出すというのは、大変財政負担が、一般行政が出すのは大きいというのは、市長のこれまでの見解ですし、このことについては全然変わってないと思うんですけども、加入者が1万7,000人前後、しかも低所得ということになってきたときに、やっぱり保険税を抑えていく手だてをすれば、これは一般会計から繰り入れする以外に、それ以外の方法というのはないかに思うんですが。

あと、医療費を抑えるということですけども、これは医療費を抑えられてますので、非常に市民は努力をしておると。そうすると、それにかわるべきものとしては、一般会計からの繰り入れ以外の方法というのは、なかなか思いつかないわけですけども。その点いかがですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 当然、税率を上げずに、ことしにつきましては据え置きという形で考えさせていただいた中で、課税のもととなる所得のほうも、去年よりも下がっておるといようなことからしまして、税収が去年よりも落ち込む見込みであるにもかかわらず、据え置きをさせていただいた、その財源が、基金の取り崩しであったり、前年度からの繰越金を充てて、おおむね2億円ほど充てておるとい形で、何とかことしは、その財源が保てたのかなというところでございますが、やはりそれでも足らなければどうするんだといったときには、そういう答えに行かざるを得んのかなとは思っています。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その点は、もうそれで結構です。

あと、国保税が高いということで、協会けんぽとかの比較とかもいろいろあったわけですが、例えば、年金生活する前の、60歳で定年退職しますよね。その人がそのまま国保に入る場合と、任意継続で保険を継続する場合とで、南あわじ市で算定した場合、例えば山崎課長が3月末で退職すると、それを任意継続として継続する場合と、その年時点で国保に加入する場合と、年間の保険税というのはどうなりますか、保険料。どちらが高いですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） ちょっと去年ははじいた数字を持ってて、ことしはちょっと今持ってないんですけども。実際のところ、任継をせずに国保に入られた方が、そんなんやったら任継やっといたらよかったというような方が結構おりますので、任継のほうがいんでないかなと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうだろうと思うんですね。だから、同じ所得であっても国保税のほう負担が高いということを知ったんです。どうですか。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） ちょっと今、先ほども申し上げましたが、数字のほうは実際には起こしてございませんので、はっきりと申し上げにくいところでございますけども、

そうではないかなとは思っております。

○原口育大委員長       ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員       この簡単な今回の一部改正の条例に対して、このただし書き中の51万、52万とか16万を1万ずつあれしとんのやけんど、これは国保加入者に対する影響というのは、これはどういう理解をしたらよろしいんですか。1万円とか2万円、上げとんのやけんど。国保加入者はどういう影響を受けるのか、まずお尋ねをします。

○原口育大委員長       税務課長。

○税務課長（榎本輝夫）       限度超につきましては、このたび、大体医療と支援と介護合わせて4万円ほど、限度超を上げておりますけれども、その中で、いわゆるその1万円やったら1万円の間、51万円から52万円までの間におられた方については、結局、限度超にはなりませんので、その分、結局52万までは行きませんが、51万何がしのお金は払ってもらわなあかんというふうなことになりますので、限度超を上げることによって、税収が幾ばくか、その分だけ上がるというふうなことになります。

○原口育大委員長       谷口委員。

○谷口博文委員       ほんなら、次にちょっと関連でお尋ねしたいのやけんど、国保加入者が市内に1万6,280人、それだけの人がいるんやね。そのうち、ちょっと蛭子委員なんかがいよんねけんど、国保が高いさかい、低所得者の人は減免いうんか、軽減を受けとる人数が、この間も聞きよったら、私もびっくりしてんけんど、今も聞きよったら、四十数%の人が減免を受けとんのやけんど、その減免というのは、ちょっともうひとつ私もようわからんのやけんど。あれか、国保を全然払わん人もおるの。その減免ちょっと、5割じゃ何やいうて、そこらちょっと教えていただけますか。

○原口育大委員長       税務課長。

○税務課長（榎本輝夫）       今おっしゃられとるのは、5割軽減、2割軽減対象者の方々の話やと思うんですけども、その上にもう一つ、7割軽減というのがあるんですが、7割軽減については、このたびは変更しておりませんので、今回の議案には上げてないんですけども、7割軽減の方については所得が、もうそこの家庭の所得が33万円以下にな

る方が7割軽減になります。

この7割軽減というのは何を軽減するのかというと、その国保税を算定するときに、所得割と、あと資産割と、それと1人当たりの均等割と、あと、1家庭に何ぼというふうな平等割と、この四つの種類で今、やっておるんですけれども、そのうちのいわゆる1人当たりの個人の均等割と、それと1世帯当たりの平等割、これについての算定した税額の7割やったら7割を軽減すると、5割やったら5割を軽減する、2割やったら2割を軽減するというふうなシステムです。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 所得33万円以下やいうのは、それは低所得者やわな。その人ら、7割軽減したら、一体この方々の国保というたら何ぼ徴収されとるんですか。この均等割というやつは何ぼ、年間何ぼ払いよるの、国保というのは。そんなものは出えへんの。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 大体、1人当たり1万5,000円ぐらいの金額になろうかと思えます。それがこの、結局医療分と後期高齢者の支援分と介護保険分と、この3種類あるんですけれども、この分の医療分に関しては、1万5,000円ぐらいになります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、これは年間1万5,000円、この人らから徴収しとるのけ。年間よ。年間、何ぼ払いよるの。5割の人、2割の人、その人ら、大体何人おるのか、ちょっと教えてよ。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 7割軽減の方で、世帯数が1,927で、被保険者数が2,709人。5割軽減で、世帯数が1,130で、被保険者数が2,185人。2割軽減で、922世帯の1,989人になります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この7割軽減の方で、年間幾ら払いよるの。1万5,000円言うた



んけ。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 先ほど申しあげました医療分と支援分と介護分を合わせまして、おおむね2万3,000円ぐらいになるかと思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 1年で。それはあれけ、1人やけど、世帯で、例えば親子がおって、7割軽減になった、年間2万3,000円で2人、国保に加入できるとということけ。そういうことなんけ。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 済みません、もう一度お願いします。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 違うねん、この7割軽減とか1,927世帯あると云うとったでしょう。ほんで、対象が2,709名ということは、扶養というんか、1世帯で2人ぐらい、国保の7割軽減の人がおるのだ。そういうことだ、世帯数よりか対象人員のほうが多いということは。そういうことだ。違うんけ。そうだ。1,927世帯、7割軽減があると言うたでが。ほんで、対象人員が2,709ということは、扶養家族というんか、国保1世帯に2人、3人、複数加入しとる人もあるんだ。ある中で、その人らは年間2万3,000円の支払いなんけと聞きよるねん。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 今のは、1人当たり、1人世帯の場合です。世帯に1人しかない場合の。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、それはわかっとるわいや。後でやろうか。扶養でないけど、

何や、親と子がおって、子供もほんなら、2万3,000円払いよるのか。そういうことを聞きよるだけの話やで。

○原口育大委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 1人ふえることによって、1万2,570円ほど加算されていくようになるかと思えます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、国の社会保障、年金、医療、介護あんでがな。あれが百数十兆円やいいよんだ。そのうちの掛金が3分の1ぐらいやいうて言うんやけど、南あわじ市もそんな国の同じような、医療費というたらそんななんけ。医療にかかる負担よ。後からやるか、もう。

○原口育大委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 医療給付費に係る個人の税の占める割合と申しますのは、大体、28%ぐらいかと思えます。その窓口負担のほうを含めたら、2割、3割の方がいらっしゃいますので、それを合わせますと、おおむね5割ぐらいになるのかなと思えます。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ございませんで、質疑を終結します。  
委員間討議、御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。  
採決を行いたいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第138号、南あわじ市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛 否 同 数)

○原口育大委員長 賛否同数でありますので、委員長のほうで判断いたします。

委員長は、この原案について賛成であります。

よって、議案第138号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第145号 淡路島土地開発公社の解散について

○原口育大委員長 次に、議案第145号、淡路島土地開発公社の解散についてを議題とします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がありませんので、終結します。

委員間討議、御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、委員間討議を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、採決を行います。

議案第145号、淡路島土地開発公社の解散について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第145号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案146号 南あわじ市デジタル防災行政無線システム等整備工事請負契約の締結について

○原口育大委員長 次に、議案第146号、南あわじ市デジタル防災行政無線システム等整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 これは、デジタル防災行政無線の17億何がしというような締結やけんど、もしこのシステムができれば、大体、ランニングコストというか、年間どれぐらいのランニングコストというのは想定されとるんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 保守費につきましては、今、概算ではございます。提案書に出ております概算ではございますけれども、700万から800万と計算しております。それから、そのほかにソフトのかなりシステムが入っておりますので、そのソフトのライセンス費として380万円と、概数でございますけれども、出ております。

以上でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、この行政無線ができた完了時においては、年間保守というか、いろいろさまざまな点検というか、そういうやつも含めたランニングコストが年間1,000万ぐらい程度は毎年、もう順次、恒久的に経費としては必要やという理解でよろしいんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 提案時には、約10年間という条件の中での見積もりでございます。その間については、今申し上げた金額が基本になるかと思えます。それと、これに伴う消耗品的なそういうものは若干、省いたものはございますので、その点は申し添え

させていただきたいと思います。

以上でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ大体、このシステム導入やいうて、大体、予算19億ぐらいと聞いておったけど、今後、こういうものがカメラの設置とかそういうようなやつは、計画的には含んだるんですか。監視カメラというか、そういうやつは今後、どういう方向でやっていただけますか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 監視カメラにつきましては、既存のものにつきまして、7カ所でございます。これは、更新をいたします。さらに、それ以外に10カ所を予定して、今回の整備の中で行います。

今おっしゃった形で、もし今後、何かそういう事案があるとすれば、防災課ともですけども協議しながら、検討すべき部分もあるかと考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、今回、17カ所、監視カメラ、既存のものも更新というような感じで、そういうような事業計画が出よってんけど、これは17を27にふやすとかいう、そんなふうな計画は、今の現時点はないと、危機管理部と調整して、必要があれば順次、そういうカメラを設置するという方針なんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） ちょっと言い方が悪かったのかもわかりませんが、今回の工事の中では17カ所ということでございますので、例えばですけどもそういうのが、近々に整備すべきものがもし出てきたとすれば、工事期間中であれば、それはそういう部分の増工というの、それはあり得るかと思っておりますけども、今の時点では、整備についてはこの過程で進めたいというふうに考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 違うのよ。言いよることは、今回、17カ所というのはわかつとる。その17億の中に含まれとるんやけど、以後、次年度、そういうカメラを、情報収集するカメラを、市内のそういうふうな被害が予想されるエリアに増設してくれるような計画はあるんですかと言いよるねん。ないやったらない、あるやったらあるで、はっきりしてくれ。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 計画自体は、情報課としては持っておりませんが、危機管理課と協議の上で、計画を立てるべき部分もあるかと考えます。

○原口育大委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 現在、先ほど情報課長が申したように、現在の計画では既存7カ所、新規10カ所でございますが、本会議でもいろいろ御質問ございました。今後、例えば河川でしたら、県河川でしたら県への要望とか、また、それ以外でしたら、単独で設置すべきところについては、また設置していきたいということでございます。

○原口育大委員長 ほかに。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基本的なことをお尋ねいたしますが、この概要書の中で、個別受信機と域内電話設備との間で4,000台の差があるんですけれども、この理由は何なんでしょう。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 1万9,500台と申しますのは、個別受信機については、ケーブルテレビに加入しておられない世帯につきましても配布を予定しております。さらに事業所において、必要とされる事業所には、有償とはなるとは思いますけれども、配布をする予定をしております。

それから一方、域内電話につきましても、現行のケーブルテレビに加入しておられる方で、ケーブルテレビを用いておられる方の数字をもとにして算出をしております。

以上でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、今後、ケーブルテレビに加入しない方でも、居を構えれば、この個別受信機というのを配布するということですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） ちょっと最後のほう、聞き取れなかったんですけども。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 さんさんネット、ケーブルテレビに加入しない方に対しても配布するということですね。そうすると、今後、ここに家を構える、南あわじ市に家を構えれば、自動的にこの機器については無償の配布をするということですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 失礼しました。新規に居を構えるとおっしゃったということで、それが別の世帯であれば、世帯ごとに配布ということになると思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 自治会とかに加入すればつかみやすいんですけど、例えば住民票を移動したときに、そういう申込書をつけるとか何かするんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） そこら辺の手續については、また窓口をされてる、例えば交流センターであるとか市民課であるとか、そういうところとのちょっと連携もありますので、調整をして、どういう形にするかは決めさせていただきたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 原則は、個人の申し出によってつけるという理解でよろしいですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 個人の申請といたしますか、基本的には防災無線ですので、つけていただきたいと思いますと考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結果的に、南あわじ市で1万9,000世帯ぐらいがあるのでしょうか。そのうち、ケーブルに加入していない世帯が4,000世帯と。その4,000世帯にも、これは無償でそういうふうな端末を、市民やから情報伝達手段としてあげましょうという話ですわな。ケーブルに加入しとる人のメリットというのは、同僚議員ももうじき質問すると思うのやけど、ほんまにこの11チャンネルでないけど、そういう。

今も一生懸命やってくれよるのやけど、あれ見よって、私はもう悲しくなる。悲しくなりますわ。私も議員しよへんだら、もうケーブルやめようかなというぐらいの思いよ。もっと頑張ってもらわんだら。これはもう、あれだ、ケーブル加入せえ言うても、全部そういう端末というのは、行政からの情報伝達ができるのでしょうか、市内。そういうことでしょうか。そんなら、ケーブルにもっと頑張ってもらわんだら、話にならんぞ。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） まず、入っていることのメリットに関してなんですけれども、今までは、テレビの放送と告知放送と電話サービスという3点セットでやってまいりました。それで、告知放送の部分が別なシステムに移行するという事で、確かにサービス面で変わってくると思うんですけれども、ケーブルの設備自身は、単に防災無線だけで独立して運用するのではなくて、ケーブルの光ファイバーを用いて告知をするというのも残しておりますので、伝達手段を二重化するといいますか、そういう形での整備ということで考えております。ですから、ケーブルそのものがそれによって、もうなくてもいいというようなことではないと、告知に関しても、なくてもいいというものではないと考えております。

ただ、今、委員さんのおっしゃったように、ケーブル自身のサービスについてのこともいろいろと御意見はいただいていると思うんですけれども、6月1日からですけれども、前からいろいろ御指摘のあった毎日更新ということで始めております。まだちょっと番組の数も少ないかとも思いますので、それについては、取材に行く対象を広げるとか、あるいは、市民の方からそういう情報をいただいて、取材に行かせていただくとか、そういうことで、どんどんと取材対象をふやしていきたいとは考えておりますので、また頑張ってい



きたいと思っております。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ケーブルのことは言いません。私も、7時半にはビデオをセットして毎日見とるんですけど、まあまあ、もうひとつ。変わっていったのは評価します。それはそれでよしとします。ただ、今、谷口委員が言われたみたいに、今までは告知放送があったのが、もう全然、加入に無関係になるということだけは、よく意識してほしいと思うんです。

この議案で、簡単な話だけでとどめときますけど、この契約金額17億4,000万というのは、前の予算書でいったら19億1,100万と、これにちょうど見合う額と考えていいんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 予算の時点では、防災行政無線の13億及び関連整備事業5億4,000万という予算の審査をしていただいたと思います。その内容部分の契約金額でございます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 増減、大体1億7,000万ぐらい落ちてるんですけど、この辺の主なところはどの辺だったんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 契約額が予算よりも減っているという部分ですか。

○原口育大委員長 そうです。  
柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 まあ、わかりました。それはいいです。ただ、台数的にも大分ちょっと動いとるところがあるので、それはいいですわ。

今回ちょっと、私、素朴にちょっと感じるのは、プロポーザルで4者で、3者が辞退したという話で、結局、このパナソニックシステムネットワークス株式会社、システムソリ

ュージョンズジャパンカンパニーというところが入札したということですが、これはどんなことでいろいろ、1者だけになったんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 去る4月21日に、この間につきましては、公募型のプロポーザルということにいたしました。条件は、工事实績とか、いわゆる経審の点数とかで条件はつけておりますけれども、参加表明をしていただいて、参加していただくということだったんですけれども、この参加表明をされた会社が8者ございました。その方々は、設計図書をごらんになっております。その8者の中で、設計図書を見られて、ちょっとうちのシステムとは合わないなということで、その時点で辞退された方が3者ございました。5者は、これから参加していこうということだったんですけれども、そのうちの1者につきましては、工事实績が提出したものと、我々の条件とちょっと合わないことがございまして、1者その時点で資格がなくなりました。

4者が資格があり、参加していただけたと思っておりましたけれども、詳細に設計していく中で、それぞれの理由はあったんですけれども、例えば、一応、もうかなり厳しいスケジュールで全体の整備を行いますので、どうしても機械部分の製作のほうがありますので、納期的に難しいというところがございました。それから、その中に放送関係の業務がございます。ケーブルテレビの関係情報を流すという部分がございます。ちょっとそこら辺で取り組みができないというところもございました。

そのような理由をそれぞれお聞きをして、最終的に1者が残られたと、プロポーザルの結果、選定をさせていただいたという経過でございます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 今のお話だったら、ケーブルとの接続という意味でいったら、現在の富士通とかのほういろいろアドバンテージがあったんじゃないんですか。なぜそうなったのか、簡単でいいですよ。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） その部分、機械的な連携ではなくて、業務として取り組めない、法令に関係して、業務として取り組めないという理由でございました。内部的にいろいろ調整されたんですけれども。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 そうすると、少なくとも今のケーブル関係で、あるいは三洋製の電話機とか、無料電話とか、全部、更新する格好での契約だと思うんですけども、その辺では、別にパナソニックに変わることによって、問題は特にないんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今回のものにつきましては、先ほども申し上げたように、ケーブルテレビと、それから無線の二つを受信できる、一つの機体の中で二つを受信できる形の仕様にしております。その分については、今の時点では、当該契約書だけだと考えております。ただ、単価的には、かなり低い価格を提示していることもありましたので、採用したというふうに考えております。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 今回の電話というのは、そのまま使うんですか。この1万5,500台というのはどういう位置づけになるんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 失礼しました。電話機につきましては、センター側の装置も入れかえますので、全体の更新を考えております。電話設備も更新させていただきますので、それについても全体の更新ということで。

○原口育大委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） ちょっと個別受信機と、それと電話機とやっぱり整理しないとなかなかわかりづらいんですが、個別受信機については、今回のものはケーブルの、同軸のケーブルでも差し込みますし、アンテナでも聞けるということで、ハイブリッド型になってます。先ほど、ケーブルに加入してないおうちも全部配るという説明をしています。だから、ケーブルに入らなければ、もう電波しかありません。総務省のほうでは、非常に今、周波数が緻密になってますので、なかなか出力をふんだんにくれません。そういったことから、ケーブルが入ってなくて、地形的に条件の悪いところについては、ダイポールアンテナというようなものを自宅に立てなければいけない可能性があります。

今度、電話機のほうですが、今までは告知端末機から電話線をつないでましたが、今度は、同軸で来て、ケーブルモデムで一旦受けて、それをLANの信号に変えて、V o I P、ターミナルアダプターにつながります。そこから、電話線で行きますので、柏木副委員長がおっしゃられた、三洋製の電話機、以前配っておりますが、それは利用します。V o I PからセンターがS I Pサーバーであるとか、そういったものは変えて、あと、線は今までどおりです。以上のような形になります。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 最後の一つだけ。この一番最初に話があった関連工事で5億4,000万ほど上がったのは、この圧倒的に大きいのは、この電話機の更新かと思ったんですけどね。そうじゃないんですか。電話機は変えないと、1台1台の電話機は変えない、それでもやっぱりこの5億4,000万という関連工事というのは、やっぱりかかるんですか。どの辺にかかるんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） その御説明、ちょっと勘違いしておりました。失礼しました。域内電話のことなんですけども、5億4,000万円の中には、今申し上げてる域内電話設備のほかの設備も入っております。域内電話設備につきましては、契約額のうち3億7,000万弱という数字でございます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 もう一つ、これだけ。3億7,000万というのは、個別電話を変えないのに、3億7,000万かかるんですか。1戸1戸の契約世帯に対して、電話機のサービスを変えていくことについて、3億7,000万かかるんですか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今申し上げたうちの、いわゆるセンター側に置く設備、これが5,900万弱でございます。各家庭に配布する分につきましては、3億1,000万程度でございます。それは、先ほど部長が申し上げた個別に置かせていただく電話機に接続するための機器でございます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 わかりました。ということは、各電話機に接続する機械が大体、2万円かかるということですね、1世帯当たり。ということですね。もうそれでいいです。わかりました。その辺はいいです。

あと、これは非常に短期間に開発していきますけど、これも多分、大阪の会社だと思うんですけど、開発の方式はどんなふうになるんですか。この17億で2年間で、ざっとやっていくわけですね、いろいろ防災関係とか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 開発の方式でございますか。工事のスケジュールというような意味でしょうか。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 場所の問題とかね。例えば、大阪で開発するわけじゃないでしょう。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） パナソニックにつきましては、個別受信機のほうは、もう既に製品として持っておりますので、製造をするものと思います。親局側の各無線設備につきましても、他市域でもいろいろと提供しているものでございますので、開発というか、実際の製造される部分になると思います。詳細な部分はありませんけども。実際、開発が起こるのは、ケーブルテレビとの連携であったり、Jアラートとの連携であったり、そういう部分、あと、メール関係の連携だったり、そういう部分でございますので、それについては、それぞれの相手側の設備、会社の設備の中で開発をされていくと思います。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 センター整備もそうですけど、基地局も十何局ですか、二十何局ですか、基地を建てますよね、あれ。その辺の工事も含めて、現地でどうやるんですか。ということです。単純な質問です。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 実際に工事を現場でする場合には、いわゆる工事事務所を用意すると思いますが、まだちょっとそこは契約前ですので調整しておりませんが、そこを拠点にしてやりますし、また、あるいは個別受信機の配布等についても、そこを拠点にされるのではないかと思います。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。  
長船委員。

○長船吉博委員 これ、8カ所の中継所、これ、ほとんど山の上、個人の私有地とか、そういうものの中にはあるかと違いますか。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 例えば、倭文長田中継所というのがございます。あと、八幡中継所とか、それぞれあるのですけれども、全ての土地について今、調査をしておるところでございますが、基本的には、例えば、倭文長田中継所でしたら、既に中継設備がございますので、そういったところで、いうたら間借りといいますか、そういう形でできるのであれば、そういうふうにしますし、もし、個人のものであるのであれば、そこにまたお願いに行くという形になると思います。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 いや、もう8カ所、場所は決まっとなのでしょう、大体。大体決まっておるなら、ひょっとすると、賃貸契約まで起こさないかんこともあるんでしょう。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 詳細な場所につきましては、契約をした後、請負業者とコンサルと、それから、近畿総合通信局の3者でやりとりをしながら、正確な場所を決定するようになると思います。今は、仮に机上計測でというか、提案としてといいますか、設計としてそこにやっているということでございます。確定した上で、そういう土地のこととか、あるいは今おっしゃられた賃貸料についても、場合によっては補正を置かせていただきたいということになると思います。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、中継所を机上で計算するという、机上でただけでは、実際、直接波が届くか、届けへんかというのも、机上ではわからへんのと違うの。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） そのとおりでございます。請負業者におきましては、契約後におきまして、現場に行って実際の測定をすると、電波感度を測定するということを通して、こういう形でやれば行けるんじゃないでしょうかというようなことで、総合通信局と協議をするということになると思います。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 何や、えらい曖昧な進行の仕方やの。これ、もっとやっぱり中継基地はその個人のものだったら、個人のところと話し合いをして、前もって本来しておいておかないかと違うんかなと、僕ら思うんやけどな。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 私も、4月に近畿総合通信局に行ってきて、挨拶を兼ねて説明というか、業者についていったんですけども、やっぱりこれから実際にその中継局とかを置く場所を決めて、どの程度の出力にするかということも、その都度相談しながらでないと、最終的な免許がおりにないというのが通常の進行のようでございます。ですから、今おっしゃるように、それは、決まれば一番いいんですけども、やっぱり微調整といいますか、場所を少し避ければいけるよとかいうのがあるそうでございますので、今後、十分にそのゴール点については努力をして、早急に決めていきたいと思っております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 最後に、そのデジタルの周波数帯をもろうとるんやけども、その周波数帯で混線、結構、混線はないの、あるの、実際に。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 私もそこ、専門でないとわからないんですけども、コンサルとの話の中では、ここの南あわじ市から外へ電波が漏れている意味での混信ということであれば、それはその免許の時点でだめですよ、出力を落としてくださいという形になると思います。南あわじ市の中では、一応、5波を使うと聞いております。周波数として5波を。それと、もう一つは指向性のあるアンテナで、こっちのほうに飛ばすとか、あっちのほうに飛ばすので調整すると聞いております。そういう意味で、全くないということまでは、ちょっと私は専門的にはわかりませんが、そういうのは極力抑えられると考えております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、ほんまに防災無線やから、混線なんかして、違う情報がひとり歩き、走っていったら困る話やの。だからそこら、非常にもっとしっかりと勉強して、協議してやっていかないかと違うかなと思うんやけど。

○原口育大委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 一応、防災無線の固定局として、60メガヘルツというのが国で定められた電波帯だと思いますので、そこにもしそういう形の別な電波ということになりますと、一種の違法性だと思いますので、そこら辺については、十分また通信局さんなりとも教えていただいてというか、検討させていただいて、そのようなことのないようにやっていきたいと思っております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ございませんで、質疑を終結します。  
委員間討議、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ありませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長       ありませんので、採決を行います。

議案第146号、南あわじ市デジタル防災行政無線システム等整備工事請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長       挙手多数であります。

よって、議案第146号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第147号 物品売買契約の締結について(ネットワーク機器)

○原口育大委員長       次に、議案第147号、物品売買契約の締結について(ネットワーク機器)についてを議題とします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長       質疑がありませんので、質疑を終結します。

委員間討議もございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長       ありませんので、討議を終結します。

採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長       ありませんので、採決を行います。

議案第147号、物品売買契約の締結について(ネットワーク機器)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第147号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りします。

6月29日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○原口育大委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいか、お諮りします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、議長に申し出ることとします。

## 3. その他

○原口育大委員長 次に、その他に入ります。

執行部より何か報告がありましたらお願いします。

危機管理課長。

○危機管理課長(藤本和宏) 危機管理課の藤本です。よろしく申し上げます。報告というか、市の操法大会が7月12日、通知のほうさせていただいておりますが、8時20分開会で、河川公園のほうで開催させていただきますので、御出席のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点、10月15日に全国の女性の消防の操法大会が、南あわじ市のなでしこが会場となっております。この前、6月21日に初めて練習をした部分も披露させていただきました。あと、最終的には市の大会で皆さんに報告ができるということで、なでし

このほうも頑張っていて、それ以降もまた練習しておりますので、できれば出席いただいて、激励をしていただけたらと思いますので、出席方、よろしくお願いいたします。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連で。なでしこのすばらしい演技を見て、私も感動したんですわ。それで、兵庫県の代表として、南あわじ市の代表として、そういう10月15日に、いうたら全国大会の出場に向けて、彼女らも一生懸命頑張ってるので、できるだけ当市としても、最大限の支援をしていただきたいと。

それとやっぱり、先ほどの壮行会でないけど、そのあたり、応援とかそのあたりも踏まえて、何かそういうようなお考えというのはされとるんですか。10月15日のなでしこの全国大会出場に向けての応援であったりとか、いろいろ壮行会であったりとか、その辺の準備、計画はされておられるんですか。

○原口育大委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 具体的なことについてはこれからという形になるかと思いますが、壮行会なり、また当日の応援と、また、それに向けた中で、なでしこも練習の成果をまた発表する場も、10月になると大分少なくなることもありますので、なるべく場なれをするようなことで、いろいろこれから消防の中で協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 全国で消防団員が減少する傾向にあって、女性消防団員のやっぱり社会進出というのは非常にすばらしいことで、先進地といわんけど、南あわじ市は、これは兵庫県下の中でも、その辺のすばらしい組織の女性の組織を持つとるので、その辺の支援を当然、市を挙げてやっていただきたいという思いがあるのと、もう1点だけ、あの辺から見て庁舎のほう、ちょっと大きな札幌の時計台でないけど、時計みたいなものをつけるような計画はないんけ。向こうから見よったら、何じゃ、庁舎の時計というたって、大きな、どこでも庁舎いうたら、何かあんな時計つけてもらえれへんのけ。これ一遍、ちょっと考えてください。ほんで、地元の瓦を使うて、札幌のあれでないけど、瓦使うて、バーンとやってくれ。それだけ頼むわ。それだけ、ノーコメントでなしに、ちょっと前向

きに検討してくれ。

○原口育大委員長       ほかに何か報告事項はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長       ないようですので、本日の委員会の執行部につきましては、これで退席をいただいて、委員のみであると、意見書の協議をさせていただきたいと思います。

暫時休憩します。

再開は、3時20分とします。

(休憩 午後 3時12分)

(再開 午後 3時20分)

○原口育大委員長       再開します。

お手元に、請願人から参考資料として預かっております意見書(案)を配付しております。この案をもとに、本委員会から発委する意見書(案)について検討いたしたいと思えます。

この配付しております意見書(案)につきまして、御意見ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員       これ、私、「いつでもどこでも米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊が参加し」やいうて、この戦争に自衛隊が参加するというような、こういう文言は、ちょっとこの辺はほんま、削除していただきたいなという思いがあるんです。

○原口育大委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       私も、これはいろいろな考え方があるかと思うんですが、生かすとすれば、上3行ですね、初めの、「安倍内閣」から「行われています」、その後からずっと来て、「しかも」までのところ、ここはなくても意味が通じるのかなと。だから、「安倍内閣は」という言葉がありますね。これは生かしていただけたらと思うんです。「安倍内閣は、歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきたことを」、「あっさり」とは言わんで、「踏み越え、アジアと世界に不戦を誓った日本国憲法9条を壊し、戦後日本のあり方を、根底から覆すものと言わざるを得ません」、このあたりも考え方次第なんですけれ

ども。この、「しかも」という、ここはもう要らないのかなど。

「多くの世論調査」で、ほとんどやな、「どの世論調査でも」、「最近のどの世論調査でも反対が多数を占めています」云々からあって、「そこから」は生かしていてもいいのかなど。その一部にやはり、「95日間の会期延長をしても、これまでどおりの審議では国民の理解を得られない」という一文をどこかに入れたらどうかなど。「会期を95日間延長しても、これまでどおりの審議の内容では、国民の理解を得られない」と。そういうような文章にしてもらったら通じるんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○原口育大委員長 事務局、今の要約できてますか。今の聞いた範囲は。  
長船委員。

○長船吉博委員 延長しても、安倍首相の今までの答弁の内容からすれば、慎重な審議がなされない可能性がある。

○原口育大委員長 まとめて言うてくれますか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、一文として入れることについては、「95日間の大幅会期延長を決めた以上、まず、安倍首相が態度を改め、真摯な答弁を心がけるべきである。今年は」とつないでいったらどうかと思います。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 なければ、今出ましたものを参考にして、事務局にまず作成していただきたいと思います。  
暫時休憩します。

(休憩 午後 3時26分)

(再開 午後 3時32分)

○原口育大委員長 再開します。

意見書(案)について、事務局のほうで原案をつくっていただきました。この赤字の部

分は削除、青字の部分を追加ということで御一読いただいて、御意見を伺いたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 「国会では」のつけ足した青い部分ですけども、「は」は要らんかな。「国会で」と。一文字削除したらどうでしょうか。

○原口育大委員長 ほかにありませんか。  
谷口委員。

○谷口博文委員 この辺は、請願提出者のあれは、もらわんでも別に構わんのか。

○原口育大委員長 これは議会で作ります。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大体、入っておるように思います。

○原口育大委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 特に御意見がなければ、このとおり提案させていただきたいと思います。

「国会で」ということで、「は」を取るということで。

御意見がないようですので、発委の意見書(案)の協議を終了します。

次に、お手元に視察報告を配付しておりますので、これで議長に提出したいと考えておりますので、もし何かお気づきの点がありましたら、この前の総務委員会の視察報告、何かありましたら、早いうちに申し出ていただくようお願いいたします。

そうしましたら、何もなければ、以上で本日の委員会を終了したいと思います。大変長時間、ありがとうございました。

(閉会 午後 3時38分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年 6月24日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 原 口 育 大